

平 2 7 年 3 月 佐 川 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第 1 号)

招 集 年 月 日 平 成 2 7 年 3 月 6 日

招 集 の 場 所 佐 川 町 議 会 議 場

開 会 平 成 2 7 年 3 月 6 日 午 前 9 時 宣 告

開 議 平 成 2 7 年 3 月 6 日 午 前 9 時 宣 告 (第 1 日)

応 招 議 員	1 番	下 川	芳 樹	2 番	坂 本	玲 子	3 番	邑 田	昌 平
	4 番	森	正 彦	5 番	片 岡	勝 一	6 番	松 浦	隆 起
	7 番	岡 村	統 正	8 番	中 村	卓 司	9 番		
	1 0 番	永 田	耕 朗	1 1 番	西 村	清 勇	1 2 番	今 橋	壽 子
	1 3 番	徳 弘	初 男	1 4 番	藤 原	健 祐			

不 応 招 議 員 な し

出 席 議 員	1 番	下 川	芳 樹	2 番	坂 本	玲 子	3 番	邑 田	昌 平
	4 番	森	正 彦	5 番	片 岡	勝 一	6 番	松 浦	隆 起
	7 番	岡 村	統 正	8 番	中 村	卓 司	9 番		
	1 0 番	永 田	耕 朗	1 1 番	西 村	清 勇	1 2 番	今 橋	壽 子
	1 3 番	徳 弘	初 男	1 4 番	藤 原	健 祐			

欠 席 議 員 な し

地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名

町 長	堀 見 和 道	教 育 次 長	吉 野 広 昭
副 町 長	村 田 豊 昭	産 業 建 設 課 長	渡 辺 公 平
教 育 長	川 井 正 一	健 康 福 祉 課 長	岡 崎 省 治
会 計 管 理 者	西 森 恵 子	町 民 課 長	麻 田 正 志
総 務 課 長	横 山 覚	国 土 調 査 課 長	氏 原 敏 男
税 務 課 長	田 村 秀 明	農 業 委 員 会 事 務 局 長	氏 原 謙
収 納 管 理 課 長	橋 掛 直 馬	病 院 事 務 局 長	笹 岡 忠 幸
チ ャーム 佐 川 推 進 課 長	片 岡 雄 司		

本 会 議 に 職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名

議 会 事 務 局 長 河 添 博 明

町長提出議案の題目	別紙のとおり
議員提出議案の題目	な し
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。
会議録署名議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。 6 番 松浦 隆起 7 番 岡村 統正

平成27年3月佐川町議会定例会議事日程（第1号）

平成27年 3月 6日 午前9時開議

- | | |
|-------|-------------------------------------|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 諸般の報告 |
| 日程第4 | 行政報告 |
| 日程第5 | 陳情について |
| 日程第6 | 議案第1号 平成26年度佐川町一般会計補正予算（第5号） |
| 日程第7 | 議案第2号 平成26年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第8 | 議案第3号 平成26年度佐川町学校給食特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第9 | 議案第4号 平成26年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第10 | 議案第5号 平成26年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第11 | 議案第6号 平成26年度佐川町水道事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第12 | 議案第7号 平成27年度佐川町一般会計予算 |
| 日程第13 | 議案第8号 平成27年度佐川町国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第14 | 議案第9号 平成27年度佐川町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算 |
| 日程第15 | 議案第10号 平成27年度佐川町学校給食特別会計予算 |
| 日程第16 | 議案第11号 平成27年度佐川町農業集落排水事業特別会計予算 |

日程第 17	議案第 12 号	平成 27 年度佐川町介護保険特別会計予算
日程第 18	議案第 13 号	平成 27 年度佐川町後期高齢者医療特別会計予算
日程第 19	議案第 14 号	平成 27 年度佐川町水道事業特別会計予算
日程第 20	議案第 15 号	平成 27 年度佐川町病院事業特別会計予算
日程第 21	議案第 16 号	教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 22	議案第 17 号	教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について
日程第 23	議案第 18 号	特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 24	議案第 19 号	佐川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 25	議案第 20 号	佐川町総合計画審議会条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 26	議案第 21 号	佐川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 27	議案第 22 号	佐川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 28	議案第 23 号	佐川町立保育所設置条例の制定について
日程第 29	議案第 24 号	佐川町放課後児童対策事業実施条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 30	議案第 25 号	集落活動センターたいこ岩の指定管理者の指定について
日程第 31	議案第 26 号	健康センター和楽の指定管理者の指定について
日程第 32	議案第 27 号	ふれあいの里尾川の指定管理者の指定について
日程第 33	議案第 28 号	佐川町民プール及び佐川町民テニスコートの指定管理者の指定について
日程第 34	議案第 29 号	字の区域及び名称の変更について
日程第 35	議案第 30 号	工事請負契約の変更契約の締結について

議長（藤原健祐君）

ただいまから、平成 27 年 3 月佐川町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員数は、13 名です。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定によって、6 番、松浦隆起君、7 番、岡村統正君を指名します。

日程第 2、会期の決定の件を議題にします。

本定例会の会期について、議会運営委員長から報告願います。

議会運営委員長（永田耕朗君）

おはようございます。3 月定例会の会期及び運営につきまして、3 月 2 日に議会運営委員会を開催し、審議した結果を報告します。

本日 3 月 6 日を開会日とし、議案の上程までとします。その後、各常任委員会を開催します。7 日土曜日、8 日日曜日は休会とします。9 日月曜日は一般質問を行います。10 日火曜日は一般質問を行い、各常任委員会審査報告後、予算勉強会のため休会とします。11 日水曜日も、引き続き予算勉強会のため休会とします。12 日木曜日は午前中全員協議会を行い、午後から議案質疑、討論、採決等を行い、閉会とします。

本定例会の会期は、3 月 6 日から 12 日までの 7 日間に決定しましたので報告します。なお、運営については、議長に一任いたしますので、よろしくお願いをいたします。

議長（藤原健祐君）

お諮りします。

本定例会の会期を、議会運営委員長の報告のとおり、本日から 3 月 12 日までの 7 日間にしたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から 12 日までの 7 日間に決定をいたしました。

日程第 3、諸般の報告を行います。

12 月定例会後の重立ったものについて、報告します。

初めに、12 月 21 日、須崎市・佐川町「災害時における相互応援に関する協定」の締結式がかわせみにおいて行われました。式典で

は、それぞれの首長、議長等が出席し、県の危機管理部の立ち会いのもと、協定書に押印をいたしました。これにより、大災害に備えて連携を図り、共同で取り組みを進めていかなければならないと考えております。

12月25日、佐川歩道トンネル開通通り初めイベントが現地で開催され、皆様と出席いたしました。この歩道トンネルは、平成18年4月から事業要望を行ってきたものであり、この整備により歩行者、自転車が安心して通行できるものとなりました。関係者各位の御苦労に対し、感謝申し上げます。

1月10日、新春恒例のえびす祭りが行われ、参加いたしました。商工業の振興と佐川町の発展を祈願し、おなばれでは、商工会関係者や保育園児などとともに、太鼓や子供みこしなど、にぎやかなかけ声とともに商店街を練り歩きました。

1月11日、平成27年佐川町成人式が桜座で開催され、皆様とともに出席いたしました。式典は大変厳粛に行われ、議会を代表して109名の新成人にお祝いを申し上げてまいりました。記念行事として木曜楽団のライブステージがあり、新成人たちと一緒に鑑賞してまいりました。

1月15日、須崎市民文化会館で防災講演会が開催され、皆様と研修してまいりました。これは、須崎市制施行60周年記念事業の一環で開催されたもので、講師は国土交通省技監である徳山日出男氏で、演題は東日本大震災と危機管理と題したものでありました。徳山氏は東日本大震災時に東北地方整備局長として最前線で指揮をとられており、当時の緊迫感あふれる現場の状況について説明をされ、危機管理のあり方についての講演は非常に学ぶべきことが多い研修でありました。

1月22日、高幡町村議会議長会臨時総会が四万十町で開催され、事務局長と出席いたしました。議題は、黒潮町の議長交代による議長会役員の選任であり、原案のとおり可決をいたしました。

2月7日、地方創生フォーラムイン高知が、高知市RKCホールで開催され、出席いたしました。石破茂地方創生担当大臣の基調講演を初め、4件の事例が紹介されました。

2月25日、第66回町村議会議長会定期総会が高知市共済会館で開催され、事務局長と出席しました。定期総会では、全国町村議会議長会表彰において、私が自治功労者表彰をいただきました。その

後、会務報告など3件、平成27年度議長会運営方針、一般会計予算など、3議案が審議され、いずれも原案のとおり決定されました。

引き続き、高知県町村長・町村議会議長大会がクラウンパレス新阪急高知で開催されました。この大会は、執行部と議会が一体となった取り組みで、地方財政の充実・強化について2項目、農林水産業・地域の活力創造について13項目、南海トラフ地震対策及び防災・減災対策の推進について11項目、医療福祉施策の充実・強化について8項目、交通基盤等インフラ整備の促進について3項目を決議しました。また、地方創生推進に向けて特別決議も行い、高知県、県選出国會議員、関係行政機関へ実行運動を展開していくことを決定いたしました。

3月2日、高吾北広域町村事務組合議会第1回定例会が招集され、出席しました。諸般の報告では、各施設の運営状況等の報告があり、その重立ったものでは、衛生センターのし尿・浄化槽汚染処理量は、1月末で1万3,267キロリットルで、昨年同時期と比較して約0.33%、44キロリットルの増となっています。

この施設は、昭和41年稼働以来、今年で49年が経過しており、各設備の老朽化が進行しているため、平成25年10月から本年6月までの工期で改修を行っているとのことでした。

また、清掃センターのごみの総処理量は7,770トンで、そのうち佐川町は4,105トンで、全体の53%を占めています。金属類、紙類、ペットボトル等の資源化量は997トンで、総量の12.8%が資源となり再利用されているとのことでした。

消防署の出動状況は、救急出動が1,582件で、1日平均4.3件となっています。高吾北管内においては17人に1人が搬送されたことになるようです。また、ドクターヘリや防災ヘリも88回要請しており、救命率の向上に大きな効果があらわれていると報告がありました。

火災の出動は11件で、うち佐川町が7件ということでありました。消防救急無線デジタル化工事は本年2月に完了し、これにより消防署と消防団が常に情報を共有できることで、大災害時においても、混線することなく指揮系統の一元化を図ることが可能になったとの報告がありました。

今回提出されました議案は、条例案5件、予算案8件でありました。

当初予算は、一般会計の総額が 10 億 4,468 万 8 千円。特別養護老人ホーム特別会計 12 億 3,673 万円。養護老人ホーム特別会計 1 億 1,119 万 7 千円。障害者支援施設特別会計 1 億 7,517 万 6 千円。ふるさと市町村圏特別会計 1,626 万 5 千円で、いずれも原案のとおり決定されました。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第 4、行政報告を行います。

町長（堀見和道君）

皆様、おはようございます。本日は、議員の皆様方に御出席いただきまして、平成 27 年 3 月定例会を開催できますことを厚く御礼申し上げます。また、日ごろは町政運営につきまして御指導、御協力をいただき、改めて御礼を申し上げます。

町長という職を与えていただき、1 年 4 カ月になりました。この仕事をさせていただくことを、ほんとにありがたいという強い感謝の気持ちと、佐川町全ての人の生命・財産を守る難しい責任、厳しい責任、このことを痛感しながら仕事をさせていただいております。仕事をさせていただくに当たって、謙虚に、この仕事をさせていただくということを自分に言い聞かせて、今後もしっかりと執務に励んでまいりたいと思いますので、引き続き御指導、御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、開会に当たりまして、行政報告をさせていただきます。

まずは、平成 27 年度の町政運営における大きな方針について御説明させていただきます。佐川町の地方創生における基本理念としまして、「住民同士のつながりが増え、気持ちのいい挨拶が交わされ、笑顔があふれる『人がイキイキと輝く幸せなまち佐川町』を行政と住民が一緒になって創る。」を掲げております。

子供たちが、この町に残り住み続けたいと思えるまち、大人が、この町に住みたい、子育てをしたいと思えるまち、町外の人たちが、あの町に観光で行ってみたい、移住してみたいと思えるまち、とはどんな町なのでしょう。私はその姿を、地方創生の基本理念の中に言葉としてあらわし、思いを込めさせていただきました。佐川町の人々が笑顔にあふれ、生き生きと輝いていれば、きっと魅力的なまちになっていると思います。幸せに暮らすこともできているでしょう。外からも人が集まってくるでしょうし、Uターンで帰って来てくれる人も多くなることでしょう。そのようなまちを行政と住民の

皆さんと一緒につくっていきたいと考えております。全ての住民の皆さんが、まちづくりをじぶんごととして捉え、主体的に行動していただければ、それが大きな活動、運動となり、幸せなまち佐川町が自然とつくり上げられていくことでしょう。

この思いのもと、幸せなまちづくりを進めていくために、平成 27 年度は、文教のまち佐川の人づくり、対話による協働のまちづくり、を 2 つの大きな方針として掲げ、町政運営を行っていきたいと考えております。

人づくりにおいて、まず役場職員には、地方創生の取り組み、総合計画の策定に主体的かつ能動的にかかわってもらい、多くのことを学び取ってもらいたいと考えております。まちの課題をしっかりと理解し、自分に何ができるのかを具体的に考え、地域に出向き、行動できる職員になってもらいたい。そのための研修、学習にみずから積極的に取り組んでももらいたいと考えております。

また学校教育においては、子供たちに、ふるさと佐川町のことをより深く理解してもらうため、ふるさと教育の取り組みにも工夫を凝らしていきたいと考えております。また昨年に引き続き、高知大学による出前講座や、今年度から新たに取り組む町主催のこども論語塾など、文教のまち佐川の再興に向けた取り組みを前向きに進めていきたいと考えております。

対話による協働のまちづくりにつきましては、昨年に引き続き、ファシリテーター養成研修を実施し、合意形成を図りながら楽しくまちづくりを進めるための、まちづくりサロンの進行役を担っていただける方を育成していきたいと考えております。また、総合計画におけるアクションプランづくりのためのまちづくりサロンにも、対話による合意形成の手法を活用し、平成 28 年度から、住民の皆さんが取り組みたくなる、行動したくなる計画をつくっていきたいと考えております。

次に、平成 27 年度一般会計当初予算案の概要につきまして御説明させていただきます。

一般会計の予算規模は、総額 68 億 6,830 万 6 千円。対前年度比、8 億 7,809 万 7 千円。14.7%の増額予算となりました。増額の主な要因は、町立小中学校非構造部材の耐震化工事や移住促進住宅整備事業などによるものでございます。国・県支出金等の特定財源を除いた一般財源で見ますと、平成 26 年度より 2 億 2,350 万円余りの

増額となっておりますが、そのうち町税につきましては、2,195 万 7 千円、2.1%減の見込みでございます。

また、歳入の大半を占める地方交付税のうち、普通交付税は、平成 27 年度の国の地方財政計画から推計しますと、1.9%程度の減額が見込まれますが、一方で、特別交付税につきましては、ここ数年の決算額から推計し、平成 26 年度当初予算より 5 千万円の増額を見込み 2 億円とし、地方交付税全体としましては、平成 26 年度より 4,700 万円減の 24 億 5 千万円といたしました。

続きまして、平成 27 年度の主な取り組みと新たな取り組みについて、御説明いたします。

まず、主な取り組みの 1 点目は、地域おこし協力隊に関することでございます。平成 27 年度は、自伐型林業の推進に 10 名、観光振興に 1 名、スポーツ振興に 1 名、集落支援に 1 名、分野を越えた総合支援に 1 名の計 14 名、5,383 万 4 千円を予算計上しております。

2 点目は、集落活動センターの取り組みに関することでございます。平成 27 年度は、斗賀野地区と加茂地区に建設予定の建物の基本設計及び実施設計委託料として、それぞれ 648 万円を計上し、黒岩地区には耐震診断委託料として 300 万円を計上しております。また、尾川地区につきましては、地区の活性化協議会とも連携し、引き続き活動支援を行いたいと考えております。

3 点目は、多子世帯に係る保育料の軽減に関することでございます。平成 27 年度より第 3 子以降の子供に対する保育料は無条件で無料にすることといたしました。また、第 1 子・第 2 子が同時に保育所へ入所している場合、今までは第 2 子分の保育料は半額としておりましたが、これも無料にすることといたしました。今回の見直しにより、平成 27 年度当初予算における保育料収入は約 4 千万円の減額とはなりますが、子育て環境の充実を図り、少子高齢化に歯止めをかけるために実施するものでございます。

続きまして、新たにに取り組む事業につきまして、御説明させていただきます。

まず 1 点目は、移住促進対策としまして、移住促進住宅を民間企業から土地及び建物 11 棟を購入し、住宅の改修工事を実施する予算としまして、1 億 3 千万円余りを計上しております。

2 点目は、子育て支援に関し、病後児保育事業とファミリーサポートセンター事業を実施するため、あわせて 1 千万円程度の予算を

計上しております。また黒岩中央保育所の改築に関しましては、土地の購入費と建物の実施設計費として2千万円余りを計上し、保育環境の向上を図ることとしております。

3点目は、防災対策としまして、国の地域介護福祉空間等施設整備交付金を活用し、緊急避難所も兼ねた施設を1カ所整備するため3,500万円を計上しております。

その他の各分野における主な内容は次のとおりでございます。

まず、医療・福祉関係につきましては、障害者・高齢者支援に、平成26年度と同様の予算を計上しております。保育所運営費につきましては、子ども・子育て新制度が平成27年度から施行されることに伴い、保育所の運営に係る単価等も変更されるため、平成26年度より8千万円余り増額の4億3,432万3千円を予算計上しております。

次に、商工観光関係につきましては、平成26年度に引き続き、町内の事業者の方々が地域資源を生かして新しい商品を開発する費用を補助するため、1業者当たり2品までで1品当たり上限25万円、合計200万円を予算計上しております。歴史まちづくり事業では、上町地区の旧竹村呉服店改修工事を計画しており、また牧野公園の整備につきましては、事業費を増額して、さらなる充実を図ってまいります。佐川ものづくり支援事業200万円、牧野公園整備事業2,500万円、旧竹村呉服店改修工事8,100万円を予算計上しております。

次に、農業関係につきましては、レンタルハウス事業の補助を平成27年度は2件計画しており、また基盤整備事業として町内3カ所の堰の整備を計画しております。レンタルハウス補助2,933万3千円、基盤整備事業1億890万円を予算計上しております。

次に防災関係につきましては、町立の4小学校と2中学校の非構造部材の耐震化と町民プールの天井落下防止対策及び桜座のつり物機構の改修を計画しております。また、本年度に耐震診断を実施しました文化センターと遊学館につきましては、平成27年度において耐震設計を計画しております。さらに、老朽化が激しい佐川町消防団の消防自動車につきましては、平成27年度から計画的に更新を行う予定にしております。町立小・中学校非構造部材等耐震工事2億910万4千円、町民プールの天井落下防止対策3,739万9千円、桜座のつり物機構修繕工事1,311万2千円、文化センター及び遊学館耐震設計委託料1,459万6千円、消防自動車更新事業3台分2,615

万4千円を予算計上しております。

ソフト面では、平成27年の10月から番号の通知が開始されるマイナンバー制度に関し、電算システムの改修を行うため4,200万円増額の約8,701万4千円で予算計上をしております。

以上が、平成27年度一般会計当初予算案の概要になります。

続きまして、各課の所管事項について、これまでの行政報告と重複する内容もございますが、報告をさせていただきます。

初めに、チーム佐川推進課の所管事項でございます。

まず、第5次佐川町総合計画の策定について報告いたします。

平成26年、27年度の2カ年での策定を予定しております第5次佐川町総合計画につきましては、本年度、役場職員による作業を中心に町民の皆さんへのアンケート調査やヒアリングを実施いたしました。来年度につきましては、10年後の2025年に向けた住民アクションプランをつくるためのまちづくりサロンを地域の方々と一緒になって開催していくこととしております。

まちづくりサロンの第1弾として、去る2月11日、桜座で「しあわせ会議：佐川町のしあわせな未来について語り合おう」を開催いたしました。このサロンは、2部構成となっており、1部では、慶応大学大学院前野隆司教授による「幸福のメカニズム」についての講演と、「みんなで創ろう『しあわせなまち』佐川町」と題した話を私のほうでさせていただきました。また、2部ではワークショップ形式によるまちづくりサロンを実施いたしました。

会議には大変多くの方々に御参加をいただき、講演には196名、まちづくりサロンには160名の方に参加をいただきました。2部のまちづくりサロンでは、前野教授が提唱しますしあわせの4つの因子をもとに、医療・福祉、教育、商業、環境、暮らしの5つの分野について、10年後の佐川町をこんな町にしたいので、こういうことをやろうといったアイデアをグループごとに話し合いました。たくさんの笑顔の中で、参加者の皆さんには、まちづくりに参加することの楽しさを感じていただけたのではないかと考えております。

中には、ユニークなアイデアもたくさんあり、まちづくりは、住民と行政がともに考え、ともに行動することで可能性が広がることを実感いたしました。出されたアイデアは、現在策定しております総合計画の中に反映させていただくこととしております。

会議の最後には、前野教授から、まちづくりサロンについての講

評の中で、佐川町はすでに幸せなまちである、というありがたい言葉もいただきました。改めて、さらに幸せなまちづくりをしていこうと決意をした次第でございます。

来年度におきましては、次世代を担う中高生との次世代まちづくりサロンや各地区で開催します地区別まちづくりサロン、商業、環境など分野別に話し合う分野別まちづくりサロンを開催し、より多くの町民の方々に参画いただくことを予定しております。また、地方創生の総合戦略策定とも整合性を図りながら、今後 10 年間の総合計画を策定したいと考えております。

次に、集落活動センター事業について報告いたします。

現在、既に開所しております尾川地区たいこ岩におきましては、大学との連携や石窯を活用したイベントなどを通して、地域の活動もますます活発になってまいりました。

また、黒岩地区、加茂地区、斗賀野地区におきましても、センター開所に向けた取り組みが進んでおります。加茂地区では 3 回、斗賀野地区では 5 回、地域住民の方々によるワークショップが開催され、それぞれの地域の特性や強み、課題について話し合い、地域が元気になる取り組み方法など、地域づくりについての検討が行われております。

黒岩地区では、お試しの居酒屋や、花の植栽、そばの植栽など、集落活動センターでの事業を想定した取り組みが住民主体で行われております。今年度末には、ワークショップで話し合われた内容を整理し、集落活動センターの開所に向けたそれぞれの地域活性化計画が完成する予定となっております。

また来年度は、黒岩、加茂、斗賀野の各地域で、集落活動センター事業に必要な活動拠点施設の整備の検討や、取り組む事業、活動母体となる組織づくりなど、より具体的な作業を進めるとともに、集落活動センター開所に向けた活動にも取り組んでいく予定であります。

次に、地域おこし協力隊について報告いたします。

地域おこし協力隊につきましては、現在 7 名の隊員が活動しており、地域に溶け込み、それぞれの活動も軌道に乗り始めてまいりました。

来年度の地域おこし協力隊の追加募集としまして、本年 1 月 24 日に採用試験を実施した結果、新たに 8 名の隊員の採用を決定いたし

ました。隊員の職務内容につきましては、自伐型林業に5名、スポーツクラブの振興に1名、観光振興に1名、各分野にかかわる総合型として1名となっており、来年度からの活動に大きな期待を寄せているところであります。

こうした地域おこし協力隊員が地域の皆さんと一緒にまちづくりを進めていくことが、移住・定住の促進と、元気でしあわせなまちづくりにつながるものと考えております。

次に、観光事業について報告いたします。

本年度から、組織の充実・強化を図っておりますさかわ観光協会につきましては、観光事業の専門家や経験者の新たな視点と知識を活用するため、事務局長を全国公募いたしました。

各地で観光協会事務局長を経験された方や行政経験者、そのほかにもまちづくり組織で活躍されていた方など、全国から57名の応募があり、書類審査を経て2月21日、22日の2日間で選考試験を実施した結果、高知市在住の女性の方に観光協会事務局長として、本年4月1日から就任していただくことになりました。観光客が増加しつつある佐川町において、行政や地域と連携、協力しながら佐川の観光を引っ張っていくリーダー役としての活躍を期待しております。

また、上町地区における観光客の集客数につきましては、昨年4月から本年1月までの10カ月間で、約1万2,500名となっており、前年度比で約25%の集客増となっております。上町地区の歴史的風致維持向上事業による整備や観光協会の設置、地域住民の方々の協力の成果があらわれ始めているものと考えております。

その中でも、昨年開催しました酒蔵ロード劇場には約3千名のお客様にお越しをいただきました。今回から、実行委員会形式での運営となり、当初からイベント運営にかかわっていただいております佐川くろがねの会に加え、新たに観光協会、商工会女性部・青年部の方々にも運営にかかわっていただいたほか、投影する作品につきましても、町内小中学校を初め、地域のアーティストの方々にも参加していただくなど、地域に根づいたイベントに成長しつつあると感じております。

また、町外からの来訪者も多く、佐川町の冬の一大イベントとして、これからも町内外や広く県外にもPRできるよう、内容の一層の充実を期待しております。

次に、牧野公園の整備について報告いたします。

牧野公園の整備につきましては、町民の方々に御参加をいただきながら整備を進めております。昨年4月から1月までの10カ月の間に、草引きや植栽などに延べ200名の方々に参加をいただくなど、楽しみながら公園整備にかかわっていただいております。

また、本年度は、より幅広い年齢層にもかかわっていただきたいとの思いから、黒岩中学校と佐川中学校の生徒を対象とした種まき講習会も実施いたしました。

来年度には、牧野公園の知名度アップを図り、さらに多くの方々にも関心を持っていただくため、ナチュラルガーデンづくりの第一人者ポール・スミザー氏を招聘し、講演会と公園散策を実施いたします。さらに、多くの方々に牧野公園に興味をもっていただくために、見頃の花が一目でわかるよう観光協会のホームページ等でも情報発信の充実強化を図ってまいります。

次に、地域公共交通について報告いたします。

昨年11月から12月にかけて実施しました町民の方々を対象にした移動に関するアンケート調査では、選挙人名簿から無作為に抽出した1,241名に調査票を送付し、返信していただいた数は540通、回収率は44%でありました。

通常この種のアンケートでは30%程度が平均であることからすると、高い回収率となっており、このことから住民の方々の公共交通に対する関心の高さを感じ取ることができました。

また、バスや鉄道の利用者を対象にしたアンケートの実施、百歳体操やあったかふれあいセンターなどの集まりにも、22回参加させていただき、参加者から意見の聞き取りを行いました。そのほかにも、交通不便地域の住民の方からの聞き取りや、病院や学校へのヒアリング、そして交通事業者の意向調査なども実施いたしました。

これらのアンケートや聞き取りなどの調査結果につきましては、現在、集計・分析中ではありますが、去る1月29日に開催しました第2回佐川町地域公共交通検討会において中間報告をいたしました。今後、さらに調査分析を行い、今月下旬に開催予定の次回検討会におきまして分析結果を報告させていただく予定であります。議員の皆様方にも、今後この結果を報告させていただきます。

次に、総務課の所管事項でございます。

まず、防災対策について報告いたします。

町内の自主防災組織の設立状況でございますが、上郷地区 7、8 班で新たに組織が立ち上がり、2 月末現在の組織率は 92.8%となりました。100%の達成までもう少しのところまでできておりますが、地域の事情から設立がなかなか困難な地区もございます。設立のない自治会へは、引き続き役場から支援や働きかけを行ってまいります。議員各位からもお声がけいただき、地域の相談にも乗っていただけましたら、大変ありがたく存じます。

また、既存の自主防災組織の活性化も重要な課題でありますので、その一環としまして、3 月 1 日には、テレビでもおなじみの防災システム研究所長、山村武彦さんをお招きして、「目からうろこの地震・防災対策」をテーマに防災セミナーを開催いたしました。町内の自治会長や自主防災組織の代表など約 100 名の方々の参加のもと、隣近所による防災活動の重要性や、訓練方法などを学んでいただきました。役場や消防といった行政に頼らなくても、みずからの力で災害を乗り越えることができる自立的な自主防災組織の育成に向けて、今後も啓発活動を進めてまいります。

また、昨年 12 月 21 日には、須崎市さんと災害時における相互応援に関する協定を締結いたしました。他の自治体と締結する協定としましては、越知町、鳥取県南部町、北海道北見市に続き 4 例目となります。これを契機に、両市町の動脈としての大きな役割を果たす国道 494 号の整備促進や、津波発生時の避難者受け入れ体制の整備など、災害に関するさまざまな共通課題についての勉強会や合同訓練等を通じ、さらに連携を深めていきたいと考えております。

次に、来年度の防災対策事業について報告いたします。

まず、災害時に拠点となる避難所の環境整備に重点的に取り組むたいと考えております。拠点避難所は、緊急避難場所と違い災害時に住民の皆さんが一定期間の避難生活を行うことを想定したものでありますので、停電時に電気を確保できる非常用電源装置の整備を初め、ソーラーパネルを搭載した誘導灯や防災倉庫の設置、毛布やパーティションなど避難所用具の購入などを行い、避難所の機能を高めるよう整備を進める予定であります。

また、平成 25 年に消防団支援法が施行されたことを踏まえ、今後、地域の安全を守る要である消防団の装備の更新を計画的に行っていくたいと考えております。来年度は、古くなった消防搬送車 3 台の更新、消防バイクの整備に加え、レインコートや防塵ゴーグルとい

った団員の安全を確保する装備の充実にも努めてまいります。

次に、ふるさと寄附について報告いたします。

昨年7月から、御寄附をいただいた方々へ、その金額に応じて佐川の特産品をお礼としてお贈りする仕組みを本格的に導入いたしました。平成27年2月末時点で申し込み件数は延べ246件、寄附受け入れ済み額は361万4千円となっております。特に12月後半には、毎日複数の寄附申し出をいただくという状況でありました。

現在、庁内で関連部署の職員によるプロジェクトチームを立ち上げ、お礼品の充実や寄附者の利便性向上について検討をしております。また、来年度には、佐川の美味しいお米をより前面に押し出した展開を図ることとしておりまして、JAや高吾北地区農業改良普及所と連携した取り組みも開始しております。

さらに5月には、町民の皆さんや生産者向けセミナーの開催、また6月からはインターネットサイト「ふるさとチョイス」と連携したインターネット申請や、クレジットカード決済の導入も予定しております。これからも佐川町全体での取り組みを進めていきたいと考えております。

次に、公共施設等総合管理計画の策定について報告いたします。

現在、全国的に公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっております。本町においても例外ではなく、厳しい財政状況が続く中で、今後人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されております。このことを踏まえて、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点に立って、統廃合、長寿命化対策などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減、平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となっております。

つきましては、平成27年度には、国の公共施設等総合管理計画の策定に当たっての指針に基づき、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための公共施設等総合管理計画を策定することとしております。

次に、町民課の所管事業でございます。

昨年12月18日に第3回の国民健康保険運営協議会を開催し、平成27年度以降の国民健康保険の税率等改正について協議を行っていただき、賦課方式は4方式として、応能割については標準割合、応益割については標準割合に近づけた負担割合による税率等改正案

を承認していただきました。

また、2月20日の第4回国民健康保険運営協議会におきましては、国民健康保険特別会計の厳しい財政状況を考慮すると、平成28年度の税率等についても再度改正の可能性があることを説明させていただきました。

次に、税務課の所管事項でございます。

資産税業務につきましては、平成30年の固定資産評価がえに向け、家屋全棟調査を実施するための準備を平成27年度から進めることとしております。

家屋全棟調査は、課税客体を的確に把握し、適正な評価を行い課税することを目的としており、来年度から3年間かけて町内に存在する全ての家屋を対象に照合や特定調査を行う予定にしております。

次に、収納管理課の所管事項でございます。

平成26年度の町税徴収状況につきましては、平成27年1月31日現在、町税総合徴収率は86.2%となりました。昨年同時期には84.8%でありましたので1.4%上昇しております。特に現年課税の軽自動車税は1%、同じく固定資産税は0.9%上昇しております。滞納分徴収率は前年同日比を若干下回ってはおりますが、ほぼ同じ徴収率で推移をしております。延滞金徴収につきましては、1月31日現在、1,082万217円になり、前年同日と比較して10%の上昇となっております。引き続き公平な税負担の実現を目指し、徴収の強化を進めてまいります。

次に、健康福祉課の所管事項でございます。

まず、高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画について報告いたします。平成27年度から平成29年度までの3カ年における佐川町高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画につきましては、昨年12月議会以降、3回の策定委員会を開催し、このほど計画書として取りまとめをいたしました。

目指すべき将来像を「安心・いきいき・まごころの郷 さかわ」とし、健康づくりと介護予防の推進、在宅生活の支援、見守り・支えあい体制の充実など、6つの重点項目を掲げ、地域包括ケアシステムの構築に向けて、各施策や事業を展開することとしております。

要支援1・2の人を対象とする予防給付のうち、訪問介護と通所介護の新しい総合事業への対応につきましては、平成29年度からの移行を想定し、計画に反映しております。本町の実情に即した新し

い総合事業を展開していくため、介護予防の新しい受け皿の検討を含め、平成 27 年度において具体的に作業を進めることとしております。

第 6 期計画期間中における第 1 号被保険者の介護保険料基準額につきましては、介護保険サービスの見込量などをもとに算出した結果、月額 5,942 円、年額にして 7 万 1,300 円となり、第 5 期の保険料と比較しますと、月額 859 円の増額となります。

なお、参考までに、増額 859 円の内訳をお示しいたしますと、将来の介護保険事業の運営を考慮し、前回実施した基金の取り崩しを今回は行わなかったことによる影響額が 222 円、第 1 号被保険者の負担割が 21%から 22%に変更されたことによる影響額が 270 円、サービス利用者の増加に伴う影響額が 367 円となっております。

次に、子ども・子育て支援新制度への対応について報告いたします。

平成 27 年度から本格施行される新制度への対応につきましては、これまで合計 7 回にわたって佐川町子ども・子育て会議を開催し、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 カ年における佐川町子ども・子育て支援事業計画の検討を進めてまいりました。

2 月 2 日に計画案の最終取りまとめの会議を行い、行政や教育、地域が一体となって未来の佐川町を担う子供たちを育むことを基本理念に掲げ、本町の目指すべき目標像として、全ての子どもが安心して健やかに育つまち、全ての親が子育てを楽しめるまち、地域全体で支援するまち、を設定いたしました。

また重点施策として、保育所・学校の連携強化を含めた保育・教育の充実、子育て支援策の充実、地域の教育力の向上、などを掲げ、具体的な取り組みを進めていくことにしております。

なお、取り組みの進捗状況につきましては、子ども・子育て会議において、定期的に点検・評価を行い、必要に応じて見直しや改善を図ることとしております。

次に、障害者計画・第 4 期障害福祉計画について報告いたします。

障害福祉の分野におきましても、現在、平成 27 年度から平成 32 年度までの 6 カ年における本町の障害者施策の基本方針を定める佐川町障害者計画と平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 カ年における障害福祉サービスの方向性を示す第 4 期佐川町障害福祉計画の策定作業を行っております。

本町の障害福祉における課題等を踏まえ、障害児を含めた生活の場の確保や相談支援体制の充実、災害時の支援対策などを重点施策とした計画案について、3月18日に開催予定の佐川町地域自立支援協議会で最終的な協議をいただくこととなっております。

次に、子育て支援の基本方針について報告いたします。

健康福祉課では、子育てしやすいまちづくりをスローガンとし、佐川町をさらに子育てしやすいまちにするために、今後とも子育て支援策を充実させていきます。

まず1つ目に、保育料の軽減策を強化いたします。

現在、保育料の軽減策につきましては、同時入所の場合、2番目に年齢の低い児童は半額、3番目以降の児童は無料となっており、これに加えて、18歳までの子どものうち第3子以降の3歳未満児についても無料としております。

新年度からは、同時入所の場合、2番目以降の児童を無料化とし、なおかつ第3子以降については、3歳未満としている年齢制限を撤廃し、完全無料化といたします。これによりまして、保育料が無料となる児童が大幅に増えるとともに、複数の子どもが保育所等に入所していても、最大でも1人分の保育料を負担すればよいことになります。

また、子ども子育て支援新制度の実施にあわせて新年度より所得階層に応じた保育料単価自体の見直しも行っており、基本的に全ての児童にかかる保育料が軽減されることになっております。

2つ目に、病後児保育事業を実施いたします。

例えば、インフルエンザにかかった場合、学校や保育所等では、発熱後5日、かつ解熱後2日ないし3日は登校・登園できないことになっております。

核家族化が進む中で、特に共働き世帯などは、会社を休んで家庭で看病することが難しくなっている状況を踏まえて、これまで町では、町内医療機関での病児・病後児保育事業の実施について、たびたび検討を重ねてまいりましたが、さまざまな問題から実現には至っておりませんでした。

しかしながら、子育て世帯の生活環境を守りながら、地域全体で子育て支援をしていく観点に立てば、少なくとも、例えばインフルエンザの解熱後など、病気の回復期を対象とした病後児保育事業の実施は喫緊の課題であり、新年度から町の直営で実施する方向で予

算を計上しております。具体的には、高北病院と連携を図りながら、10月実施を目指し準備を進めることにしております。

3つ目に、ファミリーサポートセンター事業を実施いたします。

ファミリーサポートセンターとは、子育てを地域の会員同士で支えあう組織のことであり、例えば、保育所への送り迎え、外出時の預かりなどを行います。

援助を受けたい方、依頼会員と、援助ができる方、提供会員の双方がセンターに登録し、依頼会員から子どもの預かり等のサービスの依頼があった場合、事務局が調整をして、提供会員によるサービス提供を取りまとめる仕組みになっております。

ファミリーサポートセンター事業は平成26年度現在、県内では高知市のみが実施しております。この事業は全体で50名以上の会員登録が必要なことや、提供会員には講習を受けていただくことなど、事業実施にはクリアしなければならない条件があります。しかし、高知市やほかの自治体の取り組みを参考にしながら、佐川町らしい支え合いの仕組みとして、平成27年度には事業を開始する予定としております。

次に、産業建設課の所管事項でございます。

まず、自伐型林業について報告いたします。

自伐型林業に従事している地域おこし協力隊5名が、さかわ戦隊キコリンジャーを結成し、業務日以外の自由な時間を利用して、地域の竹の伐採や自伐型林業の普及のため精力的な取り組みを行っております。

本年元日の高知新聞に活動内容が掲載されたことから、テレビやラジオなどマスコミからの取材依頼が多くなり、知名度も着実に上がってまいりました。

1月中旬には、いの町で、高知県小規模林業推進協議会が開催されました。この協議会は、農業や建設業などとの副業型を含めた小規模林業者にも木材増産の一翼を担っていただこうと県が主催したもので、佐川町からは地域おこし協力隊が代表して参加し、森林施業についての情報交換や技術研修など、今後の方針について討議いたしました。

また、町ではこれまで、佐川町自伐型林業推進準備会で、自伐型林業を継続させる仕組みの議論・検討を行ってまいりましたが、今月、準備が整い、佐川町自伐型林業推進協議会が発足することとな

りました。今後、さらに町内において自伐型林業を定着、発展させていくため、関係団体との連携・協力を図り、自伐型林業を働く場づくりの核として捉え、雇用・所得の増大につなげていく仕組みをつくってまいります。

次に、レンタルハウス整備事業について報告いたします。

本年度3件目となる27アールのハウスが2月に竣工し、ニラの栽培が始まっております。このハウスは、国の事業による木質資源利用ボイラーを整備しており、林業振興の一翼を担うものとして大いに期待しているところであります。

次に、佐川ものづくり補助金事業について報告いたします。

本年度の佐川ものづくり補助金事業では8事業を採択いたしまして、商品化に向けての取り組みが行われ、既に6事業が商品化されております。

新聞でも紹介されましたが、佐川産のニラを使った野っばら工房の「俺の佃煮」を初め、黒岩じるしによる特産物を使用した焼き菓子と佐川茶をセットにした「黒岩じるしの焼き菓子セット」、佐川の地乳とイチゴを使った横畠冷菓の「みるくいちごアイス」や、「みるくブルーベリーアイス」のほか、意匠計画菜では牧野博士に関連したデザインを印刷したクリアファイルが商品化されております。

また、さかわの地乳プロジェクトでは、地乳認定シールや地乳の販促グッズを作成し、地乳ブランドの認知度をより一層高めるために各種イベントで活用を図ることとしております。

残る2つの事業につきましても、適宜、商品化に向けたフォローアップを行っており、商品開発は順調に進んでおります。来年度におきましても、引き続き新商品の開発に補助を行うとともに、新たに既存商品のブラッシュアップも補助対象に加えるなど、売れる商品づくりを積極的に支援することで、町の活性化と地場産業の振興につなげてまいります。

次に、水稻栽培について報告いたします。

水稻栽培につきましては、農業従事者の担い手不足や高齢化に対応していくために、中山間地域等直接支払制度事業や多面的機能支払制度事業を活用して、水路や農道の維持管理・軽微な補修・長寿命化工事が共同で行われ、集落営農も3地区で取り組まれるようになりました。

しかしながら、JA全農による昨年の米の買い取り価格は、多く

の銘柄が過去最低価格を更新し、前例のない安値になりました。ほとんどの銘柄で 60 キロ 1 万円を下回り、前年の 7 割程度にまで価格が落ち込んだ銘柄もあるほどの急落でした。

本町といたしましては、酪農家と連携した飼料稲、WCS の普及、特別栽培米の一層の普及による売れる米づくりの推進、ふるさと納税の返礼品としての佐川米の定着などを通じて、水稻生産農家の所得の向上を図ってまいりたいと考えております。

次に、災害復旧事業の対応について報告いたします。

公共土木災害復旧事業は、町道 15 件、河川 16 件が採択され、被災箇所の早期復旧を図るため、町道 14 件、河川 14 件を入札いたしました。町道 3 件、河川 8 件の工事が入札不調となっております。

また、同じく被災しております農地・農業用施設は、農地 6 件、農業用施設 11 件が採択され、被災箇所の早期復旧を図るために、農地 6 件は 2 月 20 日、農業用施設 11 件は 3 月 4 日に入札を行い落札業者が決定しております。今後も災害の早期復旧に取り組んでまいりたいと思っております。

次に、住宅耐震化支援事業について報告いたします。

本年度の実績につきましては、耐震診断 10 件、耐震設計 4 件、耐震工事 4 件、老朽住宅の除却 4 件となっております。

来年度におきましても、耐震診断 20 件、耐震設計 10 件、耐震工事 10 件、ブロック塀工事の補助金 5 件、老朽住宅除却費補助金 5 件を予定いたしますとともに、広報紙による啓発や自主防災組織、建築士事務所、工務店と連携し住宅耐震化の促進に向けた取り組みを展開してまいります。

次に、地方道路交付金事業について報告いたします。

町道橋の耐震化につきましては、本年度は、佐川橋の耐震化工事と柳瀬橋の耐震補強設計、また町道の中でも、特に路面が悪化して通行に御不便をかけておりました町道古畑峰 1 号線ほか 2 カ所の舗装工事を実施いたしました。佐川橋耐震化工事につきましては、工事内容の変更により平成 27 年度に繰り越して工事を行う予定であります。

来年度におきましては、柳瀬橋の耐震補強工事及び本年度に引き続き町道古畑峰 1 号線ほか 2 路線の舗装工事を計画しております。

また町の管理しております全橋梁 355 本のうち、橋梁の主部材、支承、橋脚等の構造上重要な部分の補修が必要となっております。

川橋や下山橋など5本の橋梁につきまして、来年度、長寿命化工事を予定しております。今後も、同事業を有効活用し、町道の整備促進を図ってまいります。

次に、水道事業について報告いたします。

主要事業であります中野、二ツ野地区への水道給水につきましては、配水管布設工事の実施設計業務と黒岩簡易水道事業の変更認可設計業務が完了し、来年度は、浄水施設の変更認可設計を実施し、事業認可変更許可を得るよう進めていきたいと考えております。

来年度の主要な施設整備といたしましては、室原地区の送水管の耐震化工事を予定しており、平成26年度に工事が竣工した終点側を起点として、室原取水地までの約580メートルの送水管布設工事を実施する計画であります。

また、人口減少に伴う有収水量の低下や施設の老朽化に伴う更新需要といった水道事業を取り巻く環境の変化に対応していくため、安全で強靱な水道事業の持続を目的として、来年度から2カ年をめぐりに水道事業経営計画を策定する予定であります。

次に、有害鳥獣被害対策事業について報告いたします。

有害鳥獣による農産物への被害を未然に防ぐため、来年度も引き続き予察捕獲を実施する予定であります。イノシシ150頭、シカ20頭、サル5匹などを対象とする捕獲報奨金を399万円計上しております。そのほか、カラス檻の設置費用や防護策設置補助金も有害鳥獣対策費として予算計上を行っております。

次に、新規就農支援事業について報告いたします。

現在、町内には、8人の指導農業士が認定を受けており、ニラ、高糖度トマト、イチゴ、梨、酪農の5品目において、就農に向けた研修を受けられる体制が整っております。その研修と受け入れた指導農業士への補助や経営開始後間もない新規就農者を支援する青年就農給付金については、来年度も継続して予算計上を行っております。

次に、こうち農業確立総合支援事業について報告いたします。

佐川の地乳に係る酪農家に必要となります飼料稲の栽培面積の拡大を図り、飼料稲の町内産自給率を向上することで、「ぢぢち」としてのさらなるブランド化を目指しております。また、米価の急落に対応し、耕畜連携による新たな水稻栽培の形態を支援するために面積拡大に対応できる飼料稲用コンバインの導入に対しても補助

するものであります。

次に、基盤整備事業について報告いたします。

来年度に予定しております主な基盤整備事業は、ストックマネジメント事業による青鏡堰の機能保全対策工事、農業基盤整備促進事業による島田堰改修工事となっております。

次に、上町周辺の整備事業について報告いたします。

平成 27 年度は牧野公園内の道路整備、及び歴史まちづくり協議会への補助事業を継続して実施することとしております。また、新たな事業としましては、町に寄贈していただきました竹村分家旧竹村呉服店、通称〇久屋敷の修復保存に着手する予定としております。

国指定重要文化財竹村家住宅の西隣に位置しておりますこの建築物は、昨年度に 1 号蔵とあわせて事業化に向けた調査及び耐震診断を実施いたしました。竹村家住宅とともに歴史を伝える貴重な建築物であり、既に行いました調査結果をもとに詳細な設計を行い、修復工事を行うものであります。

次に、国土調査課の所管事項でございます。

平成 21 年度から平成 23 年度にかけて現地調査を実施いたしました中組や東組などの 5 地区の調査成果につきましては、現在、法務局の審査中であり、3 月末には審査を完了する予定となっております。

平成 25 年度に現地調査を行いました甲地区につきましては、地籍図、地籍簿、案を作成し、1 月から 2 月にかけて延べ 20 日間にわたり閲覧を実施いたしました。閲覧に来られない方につきましては、郵送や訪問等で確認をしていただいております。

また、平成 27 年度に調査予定としております甲地区、乙地区、加茂地区の調査対象区域につきましては、地元自治会長への事前説明会を実施し、3 月末開催予定の第 1 回推進協議会におきまして、事業推進に係る問題点の協議を行うなど、事業の着実な推進のための取り組みを行ってまいります。

続きまして、教育委員会の所管事項でございます。

まず、文教のまち佐川の人づくりについて報告いたします。

平成 27 年度の主な取り組みとしまして、本年度に引き続き、名教館などにおいて高知大学出前公開講座や、NPO 法人とともに連携しながら佐川町の歴史、文化を学ぶ講座を開講し、町民の皆様に多様な学習機会を提供してまいります。

また、伊藤蘭林生誕 200 年を記念し、新たな取り組みとしまして名教館における子ども論語塾の開講や青山文庫においても特別企画展を開催し、偉大な先人の生き方や考え方を学ぶことを通じて、人づくりを推進してまいりたいと考えております。

次に、学校教育について報告いたします。

各小中学校では、知・徳・体のバランスのとれた子供たちの育成に向けて、平成 26 年度から 3 年間の中期的な視点に立った学校経営計画を策定し、全教職員が一丸となって組織的な取り組みを進めておりますが、各種学力調査の結果から、基礎学力の定着と学力向上が大きな課題となっております。

そのため、各小中学校において重点的に取り組む学力対策としまして、授業改善、一人一人に応じた指導の充実、家庭学習の充実を着実に推進することとしております。

しかしながら、学校の取り組みだけでは学力問題を初めとする諸課題を解決することはできません。課題解決のためには、学校、家庭、地域が十分連携しながら、それぞれの責任と役割を果たしていくことが何よりも重要であります。

つきましては、学校の要望に応じてさまざまな教育支援活動を地域ぐるみで組織的に実施する学校支援地域本部事業を尾川小中学校に加え、新たに斗賀野小学校と黒岩小学校にも平成 27 年度から導入し、地域とともに歩む学校づくりを通じて、子供たちに確かな学力や豊かな心を育てまいりたいと考えております。

次に、教育委員会所管施設の耐震化対策について報告いたします。

学校施設につきましては、構造体に加え非構造部材の耐震化を平成 27 年度までに完了するようにとの文部科学省からの要請を受け、これまで取り組みを進めてまいりましたが、平成 27 年度において佐川小学校特別教室棟並びに各小中学校の非構造部材の耐震補強工事を実施することとしており、これをもちまして学校施設の耐震化は全て完了する予定であります。

また、災害発生時には地域住民の避難場所にもなります総合文化センターと遊学館につきましては耐震補強設計を、青山文庫につきましては耐震診断を、町民プールにつきましては、天井の落下防止対策工事を平成 27 年度にそれぞれ実施することとしております。

今後とも地域住民や施設利用者の安全・安心を確保するための耐震化対策につきましては、スピード感を持って計画的に進めてまい

ります。

次に、町立図書館について報告いたします。

町立図書館につきましては、昨年 12 月、図書館、学校関係者、学識経験者、地域住民の皆様など 10 名の委員で構成する佐川町立図書館整備検討委員会を立ち上げ、新図書館建設や既存施設の活用も含め、文教のまち佐川にふさわしい図書館整備のあり方を、幅広い視点から検討していただいております。

平成 27 年度は、3 回程度、検討委員会の開催を予定しており、年内には整備方針を取りまとめていただき、この検討結果を受けて、町立図書館の整備方針を決定するとともに、第 5 次佐川町総合計画に位置づけをしたいと考えております。

最後に高北病院の所管事項であります。

まず、災害医療救護訓練について報告いたします。

平成 26 年度の災害医療救護訓練が、2 月 15 日に高北病院をメイン会場として実施されました。この訓練は、南海トラフを震源とする巨大地震の発生に備えるもので、県災害医療対策中央西支部会議の主催により管内の土佐市民病院、仁淀病院及び高北病院の 3 つの公立病院の持ち回りで実施されているものであります。

当日は、佐川町役場のほか、近隣の市町村役場、消防、警察、医師会、薬剤師会など関係機関等から約 300 名の参加を得て、災害発生時の初動対応となる災害対策本部や医療救護所の設置運営、病院での医療救護活動、関係機関相互の情報伝達などについて訓練が実施されました。

医療救護所や病院では、多数の負傷者が出たという想定のもと、負傷者の緊急度に応じた治療や他の医療機関への搬送の優先順位を決定するトリアージを実施いたしました。また、重傷者を広域搬送する訓練では、尾川のヘリポートから県の消防防災ヘリにより医師が同行し、高知医療センターまで実際に搬送いたしました。このような本格的な医療救護訓練は初めての経験ということもあり、多くの課題があることがわかりました。今後とも訓練や研修を通じて、災害対応能力の向上を図ってまいります。

次に、新年度の診療体制について報告いたします。

新年度も本年度と同様の常勤医師による体制を維持できるものと考えておりましたが、平成 25 年度から続いてきました聖マリアンナ医科大学からの派遣が昨年 12 月末で終了となりました。これ

は、医師の派遣先が、医師の転出により診療に支障を来している榑原病院へ変更になったためと聞いております。この結果、現時点におきましては、新年度の常勤医師は1名減の8名体制となる予定であります。

医師の確保につきましては、病院と連携して、県当局や高知大学医学部など、関係機関等へ要望を行ってまいりたいと考えております。病院事業を取り巻く環境は、依然として厳しい状況が続いておりますが、高北病院は地域になくてはならない中核病院として、その期待にこたえていくことができますよう、さらなる取り組みを進めてまいります。引き続き、病院事業になお一層の御理解、御支援をお願い申し上げます。

以上、各課所管事項について報告をさせていただきました。

本定例会に提案いたしました付議事件は、議案 30 件となっております。何とぞ、慎重なる御審議の上、適切なる御決定を賜りますようお願い申し上げます。

議長（藤原健祐君）

以上で、行政報告を終わります。

日程第 5、陳情について、を議題にします。

本日までに受理した陳情は、お手元に配付しました請願・陳情文書表のとおりです。

受理番号 5 及び 7、11 は、総務文教常任委員会に付託します。受理番号 6 及び 8、9、10 は、産業厚生常任委員会に付託します。

ここで、30 分まで休憩します。

休憩 午前 10 時

再開 午前 10 時 30 分

議長（藤原健祐君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 6、議案第 1 号、平成 26 年度佐川町一般会計補正予算（第 5 号）から、日程第 30、議案第 30 号、工事請負契約の変更契約の締結について、まで、以上 30 件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長（堀見和道君）

それでは、提案理由につきまして御説明申し上げます。

議案第 1 号、平成 26 年度佐川町一般会計補正予算（第 5 号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ 1 億 4,857 万 9 千円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ 61 億 7,987 万 9 千円とするものであります。

議案第 2 号、平成 26 年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ 7,754 万 8 千円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ 18 億 3,577 万 4 千円とするものであります。

議案第 3 号、平成 26 年度佐川町学校給食特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ 50 万円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ 5,563 万円とするものであります。

議案第 4 号、平成 26 年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ 857 万 6 千円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ 17 億 6,360 万 2 千円とするものであります。

議案第 5 号、平成 26 年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ 46 万 2 千円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ 2 億 1,922 万円とするものであります。

議案第 6 号、平成 26 年度佐川町水道事業特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、資本的支出関係予算の減額に伴う消費税及び地方消費税納税額の補正を行うもので、収益的収入の既決予定額 1 億 8,943 万 5 千円を 187 万 9 千円減額し 1 億 8,755 万 6 千円とし、収益的支出の既決予定額 1 億 7,682 万 5 千円を 49 万 9 千円増額し 1 億 7,732 万 4 千円とし、資本的支出の既決予定額 1 億 7,627 万 5 千円を 2,655 万 2 千円減額し 1 億 4,972 万 3 千円に、それぞれ補正するものであります。

議案第 7 号、平成 27 年度佐川町一般会計予算につきましては、総額を歳入歳出それぞれ 68 億 6,830 万 6 千円と定めるものであります。

議案第 8 号、平成 27 年度佐川町国民健康保険特別会計予算につきましては、総額を歳入歳出それぞれ 20 億 1,048 万 7 千円と定めるものであります。

議案第 9 号、平成 27 年度佐川町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算につきましては、総額を歳入歳出それぞれ 330 万円と定める

ものであります。

議案第 10 号、平成 27 年度佐川町学校給食特別会計予算につきましては、総額を歳入歳出それぞれ 5,663 万円と定めるものであります。

議案第 11 号、平成 27 年度佐川町農業集落排水事業特別会計予算につきましては、総額を歳入歳出それぞれ 2,858 万 2 千円と定めるものであります。

議案第 12 号、平成 27 年度佐川町介護保険特別会計予算につきましては、総額を歳入歳出それぞれ 18 億 2,664 万 8 千円と定めるものであります。

議案第 13 号、平成 27 年度佐川町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、総額を歳入歳出それぞれ 2 億 1,601 万 9 千円と定めるものであります。

議案第 14 号、平成 27 年度佐川町水道事業特別会計予算につきましては、地方公営企業法第 24 条第 2 項の規定により提出するもので、収益的収入及び支出の予定額を収入 1 億 8,798 万 2 千円、支出を 1 億 7,527 万 1 千円とし、資本的収入及び支出の予定額を収入 4,368 万 1 千円、支出 1 億 7,834 万 1 千円と定めるものであります。

議案第 15 号、平成 27 年度佐川町病院事業特別会計予算につきましては、収益的収入及び支出の予定額を収入 18 億 1 千万円、支出 17 億 4,810 万円とし、資本的収入及び支出の予定額を収入 1 億 2,625 万 7 千円、支出 2 億 1,109 万 3 千円と定めるものであります。

議案第 16 号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定及び議案第 17 号、教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、新たな位置づけとなる教育長に関する規定を整備するため改正を行うものであります。

議案第 18 号、特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、法制度の改正や処遇改善により、特別職の新設や廃止、また報酬額の改正を行うものであります。

議案第 19 号、佐川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、国家公務員の手当て見直しに準拠し、職員の通勤手当の改正を行うものであります。

議案第 20 号、佐川町総合計画審議会条例の一部を改正する条例の制定につきましては、平成 26 年度、27 年度の 2 カ年にかけて策定しております第 5 次佐川町総合計画について、平成 27 年度から審議会を開催するに当たり、審議会委員の人数等について変更するものであります。

議案第 21 号、佐川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、国民健康保険特別会計の健全運営を図るため、税率の改正を行うものであります。

議案第 22 号、佐川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定につきましては、平成 27 年度介護保険制度改正に伴い、新しい総合事業への対応や、介護保険料の改正など、必要な事項について改正を行うものであります。

議案第 23 号、佐川町立保育所設置条例の制定につきましては、子ども・子育て支援法の施行に伴い、町立保育所の設置に関し、必要な事項について改正を行うものであります。

議案第 24 号、佐川町放課後児童健全育成事業実施条例につきましては、子ども・子育て関連 3 法の成立により、新年度から新たな子ども・子育て支援制度に基づく子ども・子育て支援事業を行うことに伴いまして、改正を行うものであります。

議案第 25 号、集落活動センターたいこ岩の指定管理者の指定につきましては、佐川町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第 2 条に基づく公募によらない選定により、尾川地区活性化協議会を指定管理者に指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第 26 号、健康センター和楽の指定管理者の指定につきましては、佐川町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第 2 条に基づく公募によらない選定により、東元町自治会を指定管理者に指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第 27 号、ふれあいの里尾川の指定管理者の指定につきましては、佐川町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第 2 条に基づく公募によらない選定により、尾川地区活性化協議会を指定管理者に指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第 28 号、佐川町民プール及び佐川町民テニスコートの指定

管理者の指定につきましては、佐川町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 2 条に基づく公募による選定により、株式会社春日を指定管理者に指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第 29 号、字の区域及び名称の変更につきましては、平成 25 年度現地調査区域において大字内での同名字や同名字を分断する土地があることなど、管理や利用に不便があるため字の区域及び名称を変更するものであります。

議案第 30 号、工事請負契約の変更契約の締結につきましては、平成 26 年 10 月 30 日に契約を締結しました佐川橋橋梁耐震補強工事請負契約の変更契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

既決契約金額は 5,668 万 1,640 円、変更契約金額は 6,564 万 6,720 円、契約の相手方は高知市大津乙 1218 番地 1、ショーボンド建設株式会社高知営業所、所長、清水敦史となっております。

以上が、本定例会に提案させていただく付議事件でございます。各議案の詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

総務課長（横山覚君）

おはようございます。それでは私から、議案第 1 号、平成 26 年度佐川町一般会計補正予算（第 5 号）につきまして説明をさせていただきます。

補正予算書の 5 ページをお開きください。第 2 表、繰越明許費でございます。繰越明許費につきましては、まず今年度は、地方創生の先行分に関しまして、補正対応予算を行っておりますため、例年よりも繰越件数が多くなっております。

説明につきましては、款、項を省略しまして事業名で順に説明をさせていただきます。

まず、移住促進事業につきましては、移住相談員にかかる経費及び移住促進対策委託料を地方創生先行分へ計上いたしまして、519 万 4 千円の繰り越しとなっております。

次に、企画総務費につきましては、総合計画策定委託料、地方創生にかかる PR 委託料及びファシリテーター研修講師謝礼金、旅費を地方創生先行分へ計上いたしまして、1,575 万 9 千円の繰り越し

となっております。

霧生関公園（仮称）建設事業につきましては、周辺地権者との協議に不測の日数を要したため、972 万円の繰り越しとなっております。

新エネルギー等活用促進事業につきましては、工事材料搬入の遅れがございまして、工事に不測の日数を要したため、2,589 万 1 千円の繰り越しとなっております。

地域おこし協力隊事業につきましては、自伐型林業用自動車等借り上げ料を地方創生先行分へ計上いたしまして、874 万 9 千円、また借り上げ住宅に対する耐震化費用は、住宅所有者等との調整に不測の日数を要したため 3 千万円、合計 3,874 万 9 千円の繰り越しとなっております。

林業総務費につきましては、自伐型林業システム構築委託料及び木質燃料利用促進事業を地方創生先行分へ計上いたしまして、800 万円の繰り越しとなっております。

次に、間伐作業路開設事業につきましては、山村林業者支援事業補助金のうち、町の継ぎ足し分を地方創生分へ計上いたしまして、620 万円の繰り越しとなっております。

花見事業につきましては、3 月事業開始、4 月事業終了となるため、200 万円の繰り越しとなっております。

観光協会補助運営費につきましては、このたび全国公募により採用されます佐川観光協会の事務局長に係る費用の補助金を地方創生先行分へ計上いたしまして、593 万 5 千円の繰り越しとなっております。

商工会補助事業につきましては、いわゆるプレミアムつき商品券発行に係る商工会への委託を、地方創生地域消費喚起生活支援分へ計上いたしまして、3,452 万 2 千円の繰り越しとなっております。

ものづくり推進事業につきましては、デジタルツールを活用したものづくりを支援するものづくり大学委託料及びそれに係るデジタルツール整備費用を、地方創生先行分へ計上いたしまして、1,300 万円の繰り越しとなっております。

地方道路交付金事業につきましては、佐川橋橋梁耐震補強工事につきまして、設計内容に変更が生じたことから、工事に不測の日数を要したため、8,410 万円の繰り越しとなっております。

道路橋梁維持費につきましては、災害復旧工事を優先させたこと

で、町道改良工事の一部について、標準工期が不足するため、1,500 万円の繰り越しとなっております。

道路橋梁新設改良事業につきましては、県工事負担金の対象となる県工事が繰り越しとなったため、215 万 3 千円の繰り越しとなっております。

四ツ白地区道路改良事業につきましては、仮設道路に係る用地交渉に不測の日数を要したため、3,300 万円の繰り越しとなっております。

木造耐震化支援事業につきましては、対象箇所の選定に不測の日数を要したため、210 万円の繰り越しとなっております。

緊急避難場所耐震化整備事業につきましては、事業箇所の選定及び耐震診断手法の決定に不測の日数を要したため、2,260 万 3 千円の繰り越しとなっております。

消防施設整備事業につきましては、大奈路防火水槽新設工事の施工方法の決定に不測の日数を要することになったため、200 万円の繰り越しとなっております。

農林水産業施設災害復旧事業につきましては、台風被害の査定が 12 月に終了したため、標準工期が不足することから、3,900 万円の繰り越しとなっております。

がけくずれ住家防災対策事業につきましては、12 月で入札不落があり、標準工期が不足することから、1,400 万円の繰り越しとなっております。

急傾斜地崩壊対策事業につきましては、県工事負担金の対象となる県工事が繰り越しとなったため、1,091 万 6 千円の繰り越しとなっております。

公共土木施設災害復旧事業につきましては、12 月で入札不落があり、また台風 19 号被害分につきましては、査定が 1 月に終了したことにより標準工期が不足することから 4,800 万円の繰り越しとなっております。

続きまして 6 ページをごらんください。第 3 表の地方債補正です。地方債補正の変更についてでございます。

まず、四ツ白地区道路改良事業につきましては、辺地対策事業債の起債借入協議におきまして、全国合計での起債可能な枠内へ全自治体の起債要望額の総額が納まらなかったため、一律に減額された結果、限度額を 3,300 万円から 3,120 万円に 180 万円減額するもの

でございます。

西山地区道路改良事業につきましては、こちらも四ツ白地区道路改良事業と同様に、辺地対策事業債の起債借入協議におきまして、全国合計での起債可能な枠内に全自治体の起債要望額の総額が納まらなかったため、一律に減額された結果、限度額を1千万円から930万円に70万円減額するものでございます。

急傾斜地崩壊対策事業につきましては、県工事負担のもととなる県工事の事業費が増額されたため、あわせて町の負担金も増額となったことによりまして、限度額を1,710万円から1,750万円へ40万円増額するものでございます。

災害復旧費につきましては、今回の補正予算第5号におきまして、林業施設災害復旧費が減額補正されましたことにより、その財源であります災害復旧事業債の限度額を6,390万円から6,290万円へ100万円減額するものでございます。

続きまして、事項別明細書の19ページ、20ページをお開きください。

歳出のほうから説明をさせていただきます。

今回の補正は、年度末を控えておりますので、歳入、歳出とも不用額の精査を行いましたことにより、主に減額補正となっております。比較的額の多めなものにつきまして、説明をさせていただきます。なお、人件費につきましては省略をさせていただきます。下の表の2款、1項、1目、25節の説明欄、財政調整基金積立金は、歳入歳出の不用額の精査の結果、歳入超過分の2,272万8千円を補正するものでございます。

21ページ、22ページをお開きください。

4目、13節の一番下の説明欄、移住促進対策委託料は、移住にかかるPRや相談事業の関係経費として、300万円を計上するものです。また、2行下の、みんなの総合計画策定委託料は、2年目を迎える総合計画の委託料として、1,388万3千円を計上するものです。

29ページ、30ページをお開きください。

3款、1項、上の欄の19節の説明欄、佐川町住宅等改造事業支援補助金の△の282万8千円、及び臨時福祉給付金の△の367万円は、不用額の精査による減額補正でございます。その下の20節の説明欄、福祉医療費の△の500万円は、重度心身障害者の医療給付費用の減によるものでございます。

33 ページ、34 ページをお開きください。

上の欄です。3 款、3 項、1 目、20 節の説明欄、ひとり親家庭医療費の△の 200 万円及び乳幼児・児童医療費の△の 390 万円とも、不用額の精査による減額補正となっております。中の欄の 2 目、19 節の説明欄、障害児保育事業補助金の△の 940 万 9 千円は、当初に予定しておりました重度障害児者が入所しなかったため、その不用額を減額補正するものです。次の、20 節の説明欄、児童手当の△の 700 万円は、支給要件児童数の減少によりまして、減額補正をするものでございます。

35 ページ、36 ページをお開きください。

下の表の 4 款、1 項、2 目、13 節の説明欄、予防接種委託料の△の 1,078 万円は、予防接種者の減少により減額補正をするものです。

37 ページ、38 ページをお開きください。

4 款、1 項、3 目、15 節の説明欄、かわせみ防水補修工事の△の 318 万 6 千円は、今回予定しておりました修繕箇所のほかにも同様の修繕を行う箇所が出てきたため、本年度分を不用額としまして、新たな修繕箇所もあわせまして来年度に改めて予算計上することとしたものです。一番下の欄の 7 目、15 節の説明欄、公共施設再生可能エネルギー等導入工事の△の 1,720 万円は、入札減により減額補正をするものでございます。

39 ページ、40 ページをお開きください。

中の表です。4 款、2 項、1 目、13 節の説明欄、ごみ収集委託料の△の 600 万 2 千円は、入札減による減額補正でございます。3 つ下の欄の 19 節の説明欄、合併処理浄化槽設置補助金の△の 405 万円は、不用額の精査による減額補正となっております。

41 ページ、42 ページをお開きください。

上の欄の 5 款、1 項、2 目、15 節の説明欄、尾川地区集落活動センター整備工事、△232 万 4 千円は、工事实績によります減額補正となっております。次の 3 目、14 節の説明欄、自動車等借り上げ料の 674 万 9 千円は、地域おこし協力隊の自伐型林業用自動車の借り上げ料として計上をするものでございます。

43 ページ、44 ページをお開きください。

一番上の欄の説明欄、新規就農研修生支援等補助金の 780 万円は補助金の期間を半期から全期に延長したことや、指導農家の増により計上するものでございます。次の欄の 4 目、19 節の説明欄、佐川

町園芸団地整備特別対策事業費補助金の、△の 1,960 万 9 千円は、入札の減による減額補正となっております。

45 ページ、46 ページをお開きください。

中の表です。5 款、2 項、1 目、13 節の説明欄、自伐型林業システム構築委託料の 300 万円は、土佐の森・救援隊への研修委託費となっております。19 節の説明欄、木質燃料利用促進補助金の 500 万円は、薪ストーブなどの設置に係る補助金として計上しております。次の 2 目、19 節の説明欄、山村林業者支援事業補助金は、不用額の精査による減額補正となっております。

47 ページ、48 ページをお開きください。

上の表の 13 節の説明欄、ものづくり大学委託料の 500 万円は、デジタルツールを活用したものづくり支援事業として計上するものでございます。その下の、移住促進対策委託料の△の 300 万円は、町内事業所へのインターン事業の取りやめによる減額補正となっております。下の欄の 18 節の説明欄。備品購入の 800 万円は、ものづくり大学で使用いたしますレーザーカッターなどのデジタルツールを購入するものです。次の 19 節の説明欄、地域住民生活等緊急支援のための交付金事業の 3,452 万 2 千円は、地域の消費を喚起する商品券の発行を商工会に補助を行い実施するものでございます。

下の表の 7 款、1 項、2 目、13 節の説明欄、測量設計委託料の△ 290 万円は、不用額の精査によりまして減額補正をしております。

49 ページ、50 ページをお開きください。

上の表の 3 目、13 節の説明欄、地方道路交付金事業測量及び試験委託料の△の 1,500 万円は、不用額の精査による減額補正となっております。

51 ページ、52 ページをお開きください。

下の表の 8 款、1 項、4 目、19 節の説明欄、コミュニティ助成事業補助金の△の 200 万円は、不用額の精査による減額補正となっております。

61 ページ、62 ページをお開きください。

61 ページ、62 ページをお願いします。

9 款、4 項、2 目、13 節の説明欄、総合文化センター耐震診断委託料の△の 160 万円は、不用額の精査による減額補正となっております。

65 ページ、66 ページをお開きください。

下の表の 10 款、1 項、2 目、15 節の説明欄、災害復旧工事の△の 300 万円は、不用額の精査による減額補正となっております。

67、68 ページをお開きください。

中の表です。10 款、2 項、1 目、13 節の説明欄の測量設計委託料の△の 487 万 2 千円は、不用額の精査による減額補正となっております。

続きまして、11 ページ、12 ページにお戻りください。

歳入のほうでございます。11 ページ、12 ページをお願いいたします。9 款、1 項、1 目、1 節地方交付税の説明欄の普通交付税の 283 万 3 千円は、2 月の追加交付額でありまして、特別交付税の 5 千万円は、3 月に交付される交付額の見込み額となっております。

次の表の 11 款、2 項、1 目、1 節の説明欄、保育所入所負担金の△の 425 万円は、不用額の精査による減額補正となっております。

次の表の 12 款、1 項、1 目、2 節の説明欄、公営住宅使用料の△の 151 万円は、決算見込みによります減額補正となっております。

次の表の 13 款、1 項、1 目、1 節の説明欄、保育所運営費負担金の△の 850 万円及び児童手当の△の 498 万 1 千円は、ともに不用額の精査による減額補正となっております。同じく 2 節の説明欄、自立支援医療費負担金の△の 263 万円も、不用額の精査による減額補正となっております。

次の表の 13 款、2 項、1 目、1 節の説明欄、社会福祉費補助金の△の 483 万 4 千円は、不用額の精査による減額補正となっております。同じく、2 目、1 節の説明欄、合併浄化槽設置整備事業補助金の△の 135 万 9 千円は、不用額の精査によります減額補正となっております。

13 ページ、14 ページをお開きください。

一番上の欄の 2 節、説明欄の地方道路交付金の△の 975 万円は、不用額の精査による減額補正となっております。続いて 7 目、1 節の説明欄、地域住民生活等緊急支援のための交付金事業の 3,182 万 2 千円は、いわゆるプレミアム商品券の交付金の交付見込みの額となっております。同じく 8 目、1 節の説明欄、社会保障・税番号制度システム整備費補助金の 952 万 2 千円は、マイナンバー制度にかかる電算システムの改修費補助金となっております。その下の地方創生（先行方）補助金の 3,262 万 6 千円は、基礎交付の限度額を計

上しております。

次の表の 14 款、1 項、1 目、1 節の説明欄、保育所運営費の△の 425 万円及び児童手当の△の 126 万 9 千円は、不用額の精査による減額補正となっております。同じく 2 節の説明欄、自立支援医療費負担金の△の 131 万 5 千円は、不用額の精査による減額補正となっております。

次の表の 14 款、2 項、1 目、1 節の説明欄、集落活動センターの推進事業費補助金の△の 135 万 7 千円及び移住促進事業費補助金の△の 150 万円は、ともに不用額の精査により減額補正となっております。同じく 2 目、1 節の説明欄、重度心身障害者医療費助成事業補助金の△の 250 万円及び 3 行下の高知県住宅等改造事業支援費補助金の△の 141 万 4 千円は、ともに不用額の精査による減額補正となっております。同じく 2 節の説明欄のひとり親家庭医療費補助金の△の 103 万 9 千円は、不用額の精査による減額補正となっております。同じく 3 目、1 節の説明欄、合併処理浄化槽設置整備事業補助金の△の 135 万 9 千円は、不用額の精査によるもので、次の公共施設再生可能エネルギー等導入事業費補助金の△の 850 万円は、事業費減額による減額補正となっております。

それでは、15 ページ、16 ページをお開きください。

一番上の表の 4 目、1 節の説明欄の農業振興事業補助金の 460 万円は、青年就農給付金が増額されたものです。2 行下の園芸振興事業補助金の△の 1,032 万 5 千円、次の農地制度実施円滑化事業補助金の△の 150 万円、次の耕作放棄地再生利用緊急対策補助金の△の 212 万 5 千円は、ともに不用額の精査による減額補正となっております。同じく 2 節の説明欄、林業振興補助金の△522 万 5 千円は、不用額の精査による減額補正となっております。同じく 7 目、2 節の説明欄、現年災害補助金の△195 万円は、不用額の精査による減額補正となっております。そして同じく 9 目、1 節の説明欄、地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用した子育て支援事業の 270 万円は、県が支出します多子世帯等に対するプレミアム商品券への上乗せ分の補助金となっております。

一番下の表に移りまして、17 款、1 項、1 目、1 節の財政調整基金繰入金、△の 1,428 万 3 千円及び 2 目、1 節のその他基金繰入金、△の 1 億 8,992 万 3 千円は、年度末の不用額精査により不要となったために減額補正をするものでございます。

17 ページ、18 ページをお開きください。

中の表です。19 款、3 項、2 目、3 節の説明欄、コミュニティ助成事業補助金の△300 万円は、不用額の精査による減額補正となっております。市町村振興宝くじ交付金の 1,226 万 4 千円は、グリーンジャンボ宝くじなどからの交付金となっております。

次の 20 款、1 項、1 目、1 節の説明欄、辺地債の△250 万円及び 3 目、1 節の説明欄、現年災害の 100 万円は、地方債を充当しております事業の事業費減により減額補正をするものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

町民課長（麻田正志君）

それでは私からは、議案第 2 号、平成 26 年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）の説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては、主として歳出につきましては、支出の状況等を踏まえて不用見込み額を減額し、歳入については、国庫支出金等の見込み額を変更申請額や交付決定等により減額し、歳出との不足額に対して、基金繰入金を増額するものとなっております。

それでは、歳出のほうから説明をさせていただきます。

補正予算書の事項別明細書の 14 ページ、15 ページをお開きください。

一番上の表になりますけれど、1 款、1 項、1 目一般管理費につきましては、国保会計に携わる職員の状況によりまして、職員手当等を増額、共済費を減額いたしまして、9 千円の減額補正をするものです。

2 段目の表の 2 款、1 項、療養諸費につきましては、支出の状況を踏まえまして、一般被保険者療養給付費、退職被保険者等療養給付費、一般被保険者療養費、審査手数料について減額。退職被保険者等療養費について増額をいたしまして、合わせまして 5,390 万円の減額補正となっております。

その下の表の 2 項高額療養費につきましても、支出の状況を踏まえまして、一般被保険者高額療養費、退職被保険者等高額療養費を合わせまして 1,906 万 2 千円の減額補正とするものです。

一番下の表になりますが、4 項出産育児諸費につきましても、同じく支出の状況を踏まえまして、出産育児一時金、支払手数料合わせまして 252 万 1 千円の減額補正をするものです。

16 ページ、17 ページをお開きください。

上から２段目の表の５項葬祭費につきましても、支出の状況を踏まえまして 36 万円の減額補正をするものです。

その下の表で順番に 3 款、1 項後期高齢者支援金等、4 款、1 項前期高齢者納付金等、5 款、1 項老人保健拠出金、6 款、1 項介護納付金につきましても、不用見込み額をそれぞれ減額補正とするものとなっております。

18 ページ、19 ページをお開きください。

一番上の表になります。7 款、1 項共同事業拠出金につきましても、国保連合会からの決定通知によりまして、高額医療費共同事業拠出金については 81 万 7 千円の減額。保険財政共同安定化事業拠出金については、116 万 3 千円の増額補正をするものとなっております。

その下の表になります。8 款、1 項保険事業費につきましても、不用の見込み額を 1 万円減額補正。その下の表の 2 項特定健康診査等事業費につきましても、事業の実績見込みによりまして、189 万 1 千円の減額補正をするものです。

その下の表になります。9 款、1 項基金積立金につきましても、基金利子の見込みによりまして、積立額を 5 万 4 千円減額補正するものとなっております。

一番下になりますが、一番下の表の 11 款、1 項、3 目償還金につきましても、平成 20 年度から 23 年度の前期高齢者交付金にかかります返還金 7 万 7 千円を、社会保険診療報酬支払い基金に返還するために増額補正をするものとなっております。

続きまして歳入のほうの説明をさせていただきます。

8 ページ、9 ページをお開きください。

1 款、1 項、1 目一般被保険者国民健康保険税につきましても、1 月末の調定額をもとにしまして、現年課税分と滞納繰越分合わせまして 57 万 1 千円の増額補正。2 目退職被保険者等国民健康保険税につきましても、1 月末の調定額をもとにしまして、現年課税分と滞納繰越分を合わせまして、355 万 3 千円の減額補正をするものです。

その下の表になります。3 款、1 項国庫負担金につきましても、変更申請額や交付決定によりまして、療養給付費等負担金、高額医療費共同事業負担金、特定健康診査等負担金につきましても、合わせまして 2,476 万 9 千円の減額補正をするものです。

10 ページ、11 ページをお開きください。

2 項、1 目財政調整交付金につきましては、変更申請額によりまして、普通調整交付金、特別調整交付金について、合わせまして 6,511 万 2 千円の減額補正をするものとなっております。

その下の表の 4 款、1 項、1 目療養給付費交付金につきましては、交付金決定変更等によりまして、2,115 万 8 千円の減額補正をするものとなっております。

その下の表の 5 款、1 項前期高齢者交付金とその下の表の 6 款、1 項県負担金につきましては、交付予定額や変更申請額などによりまして、前期高齢者交付金について 24 万 8 千円の減額補正。県負担金につきまして、16 万 7 千円の減額補正をするものとなっております。

下から 2 段目の表の 6 款、2 項、1 目財政調整交付金につきましても、変更申請額などによりまして 1 号交付金、2 号交付金を合わせまして 1,455 万円の減額補正をするものとなっております。

一番下の表になります。7 款、1 項、1 目の共同事業交付金につきましては、国保連合会からの決定通知によりまして、高額医療費共同事業交付金、保険財政共同安定化事業交付金につきまして、合わせまして 2,225 万 2 千円の減額補正をするものとなっております。

12 ページ、13 ページをお開きください。

2 段目の表になります。9 款、1 項、1 目一般会計繰入金につきましては、保険基盤安定繰入金について本年度の算定額によりまして 570 万円の増額の補正。職員給与費等繰入金、助産費繰入金、事務費繰入金につきましては、歳出の減額に伴いまして、それぞれ減額補正をするものとなっております。

あわせまして一般会計繰入金につきましては、336 万 3 千円の増額補正をするものです。

その下の表の 2 項、1 目、1 節財政調整基金繰入金につきましては、歳入予算の減額によりまして歳出予算に不足する額 6,838 万 3 千円を増額補正するものとなっております。

本年度のこの国保会計の決算におきまして、この予算どおりに基金の取り崩しを行わなければならない場合につきましては、その場合の基金残高は、本年度に積み立てる基金利子分を合わせて約 67 万となる見込みとなっております。

そのほかにつきましては、実績の見込みによりまして、一番上の

表の 8 款、1 項、1 目利子及び配当金につきまして、5 万 4 千円の減額補正。

下から 3 段目の表になります。10 款、1 項繰越金につきまして 2 千円の減額補正。その下の表の 11 款、1 項、1 目一般被保険者延滞金について、380 万円の増額補正。

一番下の段の表、2 項雑入につきましては、一般被保険者第三者納付金、退職被保険者等第三者納付金を合わせまして 180 万円の減額補正をするものとなっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

教育次長（吉野広昭君）

それでは、議案第 3 号、平成 26 年度佐川町学校給食特別会計補正予算（第 1 号）につきまして、御説明いたします。

まず歳出について御説明させていただきます。

予算書、10 ページ、11 ページをごらんください。

1 款、1 項、1 目、11 節需要費につきましては、後ほど歳入の御説明でも触れますが、賄い材料費につきまして、200 万円を減額するものです。

次の 28 節繰出金につきましては、当初、滞納繰越分として見込まれておった額より 150 万円増額される分をつきまして一般会計へ繰り出しをするものです。

続きまして歳入について御説明させていただきます。

予算書の 8 ページ、9 ページをごらんください。

1 款、1 項、1 目、1 節保護者負担金につきまして、50 万円の減額となっております。こちらは、給食を提供するための賄い材料費が、当初予定していた額より減額する見込みとなったことから、現年度分として保護者の方に御負担いただく負担金について、それに見合う額の 200 万円を減額するものです。

また、当初、滞納繰越分として 100 万円を計上しておりましたが、実際、徴収される額が計上額を 150 万円上まわる見込みとなりましたので、増額分を増額し、差し引きの 50 万円について減額を行うものです。これらによりまして、歳入歳出の総額は、それぞれ 5,563 万円となっております。

以上です。よろしくお願いいたします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

おはようございます。続きまして、議案第 4 号、平成 26 年度佐

川町介護保険特別会計補正予算（第４号）の御説明をいたします。

今回の補正につきましては、介護サービス給付費における項目間の組みかえと職員人件費や事務費、介護給付費、地域支援事業費の決算見込みによりまして、不用額の減額などがございます。全体で 857 万 6 千円の減額で、補正後の予算総額は、17 億 6,360 万 2 千円となります。

まず歳出について御説明いたします。

10 ページ、11 ページをお開きください。

まず 1 款総務費は、職員人件費や事務費を計上しております一般管理費、賦課徴収費、認定調査等費を計上しておりますが、各項目におきまして決算見込みによる不用額を減額しております。

次に、2 款の保険給付費は、各サービスの利用実績見込みを踏まえまして、各項目間において予算の組みかえを行っておりまして、2 款全体としては、増減なしとなっております。その中で、組みかえの金額の大きいものは、1 項、3 目施設介護サービス給付費が 1,200 万円の増額。逆に、その下の 9 目地域密着型介護サービス給付費は、新しい施設の開設が昨年 12 月となったことなどから、1,255 万円を減額しております。

12 ページから 15 ページにかけての 3 款地域支援事業費につきましては、各項目において決算見込みによる減額を行っております。

次に、歳入について御説明いたします。

8 ページ、9 ページにお戻りいただきますと、3 款国庫支出金、4 款支払基金交付金、5 款県支出金、7 款繰入金、いずれも先ほど説明いたしました歳出予算の決算見込みによる減額等に伴うものでございます。

以上で、議案第 4 号、平成 26 年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）の説明を終わります。よろしく申し上げます。

町民課長（麻田正志君）

それでは私からは、議案第 5 号、平成 26 年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）の説明をさせていただきます。今回の補正についてですが、不用見込み額を減額する補正となっております。

歳出のほうから説明をさせていただきます。

補正予算書の事項別明細書の 10 ページ、11 ページをお開きください。一番上の表になります。1 款、1 項、1 目、14 節使用量及び

賃借料につきましては、不用の見込み額となります 2 千円を減額。真ん中の表の 2 項、1 目徴収費につきましては、11 節需要費の消耗品 1 万円と 12 節役務費の郵送料 20 万円を合わせまして不用見込み額 21 万円を減額。一番下の表の 3 款、1 項、1 目保険料還付金につきましても、不用見込み額 25 万円の減額補正をするものとなっております。

続きまして歳入の説明をさせていただきます。

8 ページ、9 ページをお開きください。

3 款、1 項、一般会計繰入金につきましては、歳出の使用量及び賃借料、需要費、役務費の減額に伴いまして、歳出と同額の 21 万 2 千円を減額、下の表の 4 款、2 項、1 目、保険料還付金につきましては、歳出の保険料還付金の減額に伴いまして、歳出と同額の 25 万円の減額補正をするものとなっております。以上でございます。よろしく申し上げます。

産業建設課長（渡辺公平君）

おはようございます。議案第 6 号、平成 26 年度佐川町水道事業特別会計補正予算（第 1 号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

2 ページをごらんください。まず、消費税の考え方について説明しておきます。水道事業で、水道事業の消費税につきましては、収益で受け取った分に含まれる消費税額、これは借り受け消費税と定めます。

また、建設改良費などで支払った消費税を仮払い消費税というふうに定めております。それぞれを比較して消費税額が決められますが、これが多い場合には、余計払うておるということで還付され、不足する場合には、納税するというようなシステムになってございます。

2 ページの資本的支出の、支出の部をごらんください。補正予定額、建設改良費で 2,655 万 2 千円減額さしていただいております。拡張工事、改良工事などがございますが、まず 1 つが室原の送水管の布設替えの入札減がありました。また、砂止の県道工事改良に合わせて水道管を布設替えを予定しておりますが、これが都合により県道工事が未施工になりました。そのため、水道工事も未施工になった分がございます。そのため、2,655 万 2 千円というものが資本的支出から減額せざるを得なくなっております。

ここで、資本的支出で消費税が出てくるわけですが、これが減額になったということで仮払い消費税が減額し、収益的収入及び支出の収入の部に消費税及び地方税還付金を 187 万 9 千円計上してごさいましたが、これの還付金がなくなった。先ほどの資本的支出の減額により還付金がなくなったため、187 万 9 千円を減額させていただくものでございます。

逆に、この資本的収入及び支出の、支出の部にございます消費税及び地方消費税、当初 1 千円を予算化してごさいましたが、これが、消費税が 50 万必要になるということになりまして、49 万 9 千円を補正さしていただき、合計 50 万にするものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

総務課長（横山覚君）

議案第 7 号、平成 27 年度佐川町一般会計予算についてから、議案第 15 号、平成 27 年度佐川町病院事業特別会計予算につきましては、予算勉強会におきまして、各担当課長から説明させていただきますので、ここでは省略をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

私からは、議案第 16 号、教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について、から、議案第 19 号、佐川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、まで、御説明いたします。

まず、議案第 16 号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、このたびの地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正されたことによりまして、教育長の給与等につきましては、教育公務員特例法の適用を受けることがなくなることによりまして、第 1 条中の「教育公務員特例法第 16 条第 2 項の規定に基づき」を削るものでございます。

続きまして、議案第 17 号でございます。

議案第 17 号、教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定につきましては、これも地方教育行政組織の運営に関する法律の一部改正によりまして、新たな位置づけとなる教育長に関する規定としまして、条例案のとおり職務専念義務の特例について、新たに制定するものでございます。なお、議案 16 号、議案第 17 号とも附則におきまして、この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行す

ることになっておりますが、経過措置がございまして、現教育長の在職中は、改正規定は適用せず、従前の規定はなおその効力を有することとなっております。

次に、議案第 18 号です。

議案第 18 号、特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、法制度の改正や処遇改善によりまして、特別職の新設、廃止また報酬額の改正を行うものです。改正の内容につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正によりまして、教育委員会委員のうち、委員長の規定を廃止することが 1 つ。総務省の集落支援員制度の活用を行いますため、集落支援員を新設することが 1 つ。障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、地域自立支援協議会を設置するため、地域自立支援協議会委員を新設することが 1 つ。近隣町村と比較した場合に定額でありました消防団の報酬を引き上げるとともに、費用弁償について増額を行い、消防団員の処遇改善を行うことが 1 つ。身体障害者相談員を障害者相談員と名称変更し、そして県の単価に準じ報酬額を引き上げることとなっております。

なお、附則において、この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行することとなっておりますけれども、議案第 16 号と 17 号と同様に経過措置がございまして、教育委員長については現教育長の在職中は改正規定は適用せず、従前の規定は、なおその効力を有することとなっております。

なお、議案 16 号、17 号、18 号について、参考資料を添付しておりますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の概要としてつけさせていただいております。参考にしていただきたいと思います。

また、18 号の参考資料といたしまして、教育委員長を除く特別職の新たに規定するもの、また報酬等規定を見直しをするもの、一覧として添付しておりますので、またこれも参考にしていただきたいと思います。

続きまして、議案第 19 号です。

議案第 19 号、佐川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、高知県人事委員会及び人事院が行いました平成 26 年度職種別民間給与実態調査の高知県内民間

事業所におきます通勤手当支給額との比較を行いまして、その結果、使用距離区分の各段階において、現行の通勤手当の月額が下回っていることによりまして、このたび国に準じた改正内容により通勤手当の額を改正しているものでございます。

参考資料といたしまして、通勤手当の額の新旧対照表をつけておりますので、また参考にさせていただきたいと思います。以上でございます。よろしくお願いいたします。

チーム佐川推進課長（片岡雄司君）

それでは、私から、議案第 20 号、佐川町総合計画審議会条例の一部を改正する条例の制定について、御説明をさせていただきます。

本議案につきましては、平成 26 年、27 年度の 2 カ年をかけて策定をしております第 5 次佐川町総合計画につきまして、27 年度から審議会を開催するに当たり、委員の表現や委員数の変更及び主管課の変更、また項目の追加を行おうとするものです。詳細につきましては、参考資料で説明をさせていただきます。

参考資料（議案第 20 号関係）、佐川町総合計画審議会条例の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。左の表が現行でございます。右側が改正後の（案）となっております。下線部分を改定することとしております。

まず、第 2 条の「答申し又は建議する」の「し又は建議」の部分削除し、「答申する」とし、新たに第 2 条、第 2 項としまして「審議会は、総合計画の実施の進捗状況に関して、必要があると認めるときは、町長に建議することができる。」を追加することとしております。

また、第 3 条第 1 項の「委員 25 人以内」を「委員 20 人以内」に。第 2 項の（1）の町議会の議員「8 人」を「2 人」に。（2）の「町教育委員会」の委員を、「町教育長及び教育委員会」の委員に。（5）の町の区域内の公共的団体の役員及び職員「3 人」を「5 人」に。

（6）の「学識経験者 6 人」を「まちづくりや地域活動の知識、経験のある者 5 人」に。（7）の町の「区域内の組織団体」の役員を、町の「自治会長会」の役員に改め、第 7 条の「総務課」を「企画主管課」に改めるものです。どうぞよろしくお願いいたします。

税務課長（田村秀明君）

それでは、私のほうから、議案第 21 号、佐川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、説明いたします。

参考資料のほうで説明をさせていただきます。参考資料（議案第 21 号関係）をごらんください。

今回の改正は、国保税率を増額する改正です。現在の税率は平成 4 年に改正し、その後、介護分や後期高齢者支援分などの制度改正がありましたが、基礎の医療分は 20 年以上改正を行っておりません。現在の税率のままで国保財政の健全な運営ができなくなる恐れがあるため改正をするものでございます。なお、税率の改正につきましては国保担当課の町民課より依頼のありました必要額と負担割合に基づき行っております。

まず、1 の必要な課税額（調定額）について、でございます。

①の現在の税率で試算をするとですね、2 億 5,850 万円。必要額ですが、②になります。27 年度の改正額はですね、2 億 9,850 万。③になりますが、増減額、必要となる額、比較ですが 4 千万円の増となります。伸び率にしてですね 115%。

2 の負担割合についてですが、課税については 4 方式。所得割、資産割、均等割、平等割です。

①の標準割合、地方税法の示す割合ですが、応能割合が 50%、応益割合が 50%、内訳は所得割が 40%、資産割が 10%、均等割が 35%、平等割が 15%。これが標準割合ということになります。②になりますが、佐川町の現在の割合、所得割が 41.6%、資産割が 14.6%、均等割が 25.2%、平等割が 18.6%。応能割、これは能力に応じて払う分ですが、応能割が 56.2%、応益割、受益者全体で担う分ですが、43.8%。③になりますが、標準割合との比較です。所得割で 1.6%、資産割で 4.6%、均等割ではマイナス 9.8%、平等割では 3.6%。応能割合で 6.2%、応益割合でマイナス 6.2%の差があります。

現在、応能割合の負担が大きくなっております。改正後のですね割合は、右の表になります。標準割合に近づけております。所得割が 40%、資産割が 10%、均等割が標準割合より 3 %少ない 32%、均等割が標準割合より 3 %多い 18%で、応能割、応益割それぞれが 50%の標準割合となっております。

次のページ、2 ページのほうを見ていただいて、上のほうです。3 の改正税率、条例の改正内容となります。上の表が、先ほどの 1 の必要額と 2 の負担割合を踏まえた税率となります。左の表が現行で、右の表が改正後の税率となります。

医療分で見ますと、所得割、これは前年度の所得に対する割合で

す。現行、左の表になりますが、所得割がですね、現行が 6.2%、医療が 6.5%、同じようにですね資産割、これは土地、家屋、固定資産に対する割合いですが、現行が 44%、改正後は 32%、均等割、被保険者に対する割合です。現行が 1 万 7,100 円から改正後は 2 万 1,200 円。平等割、世帯に対する割合です。現行が 2 万 3,100 円から改正後は 2 万 200 円。同じように、後期高齢支援分と介護分もこのような表のとおりとなります。

下の表は、応益割に対する軽減額です。税率を改正することで、軽減率も次の表のとおり改正となります。

次のページ、3 ページから 9 ページまでは、条例改正のですね、新旧対照表となっています。なお、条例の施行日はですね、平成 27 年 4 月の 1 日です。以上です。よろしくお願いします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

続きまして、私のほうからは、議案第 22 号と 23 号の説明をさせていただきます。

議案第 22 号、佐川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、御説明をまず申し上げます。

本条例の改正につきましては、介護保険法の規定によりまして、平成 27 年度から平成 29 年度までの介護保険料の改定等を行うものとなっております。参考資料の新旧対照表（第 22 号）のほうでごらんいただきたいと思います。

まず、第 2 条の保険料率をごらんいただきたいと思います。

左側の改正前の欄は、現在の保険料となります。この中で、標準的な階層区分、所得階層区分である第 4 階層、この表では第 4 号に当たりますけれども、この区分が基準額となっておりまして、保険料は年額 6 万 1 千円。月額にしますと、5,083 円となっております。これに対しまして、右側の欄は平成 27 年度から 29 年度までの新しい保険料となりますが、制度改正によりまして階層が 9 段階に細分化されたため、基準額は第 5 階層、この表では第 5 号となります。

金額につきましては、年額 7 万 1,300 円。月額では 5,942 円となり、改正前からは年額 1 万 300 円、月額 859 円の増額となります。増額の要因といたしましては、介護認定者の増加等に伴いまして、サービス利用の増加を見込んだこと、それから第 1 号被保険者の負担割合が 21%から 22%に引き上げられること、さらに前回見込んでおりました基金の取り崩しを将来の財源不足に備えるために、今

回は見送ったことが上げられます。

また、下の第2条の第2項をごらんいただきたいですが、法定分とは別枠で実施されます所得の少ない第1号被保険者に対する保険料軽減強化策については、消費税の10%増税時の平成29年の4月より本格的に行われますが、特に所得の低い第1段階の被保険者に対しましては、平成27年4月より一部が先行して実施されます。この先行実施分について第2条第2項を追加して規定をしております。

次に、3ページをお開きいただいて見ていただきますと、附則第10条の規定を加えております。これは、制度改正に伴いまして、介護予防、日常生活支援総合事業等の移行に関する経過措置の規定になります。

第1項では、要支援1、2の方の地域支援事業への移行など、いわゆる新しい総合事業の部分となっております。体制整備を図った上で、猶予期限となっております平成29年3月31日までの間で町長の定める日の翌日から行うこととしております。

第2項から第4項までは、在宅医療、介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業のいわゆる新しい包括的支援事業の部分となっております。これは事業実施のための体制整備を行った上で、これも猶予期限となっております平成30年の3月31日までの間において町長の定める日の翌日から実施することとしております。

以上が、議案第22号、介護保険条例の一部改正についての説明となります。

続きまして、議案第23号、佐川町立保育所設置条例の制定について、御説明申し上げます。

これは参考資料ございませんので、議案の本文を見ていただきたいと思いますと思いますが、本条例は、子ども・子育て支援法の制定に伴いまして、現在制定しております佐川町立保育所設置条例の改正が必要となりますが、現在の条例の大部分を改正する必要があることから、この際、全部改正を行うものであります。

第1条は、児童福祉法の規定に基づきまして、保育所の設置目的を、規定をしております。第3条では、保育事業の種類を定められておりまして、第1項第1号の児童に対する保育が、新制度によってそれぞれのお子さんについて認定される必要保育量に基づく保育となります。その必要保育量を超える時間に係る保育が第2号に掲げる

時間外保育事業というふうに区分されることになります。

第 6 条、お聞きいただいて第 6 条になりますが、これは児童の入所資格を規定しておりまして、原則として町立保育所では、子ども・子育て支援法に規定する、いわゆる 2 号認定、3 号認定を受けた子どもさんが入所対象となります。

第 12 条は、保育料の納付についての規定で、保育料の具体的な金額は規則で定めることになっております。第 13 条は、先ほど、第 3 条第 1 項第 2 号で申しました時間外保育事業についての規定でありまして、具体的には、保護者の就労状況などによって、短時間、1 日当たり 8 時間の認定を受けた児童につきまして、やむを得ない理由で認定時間を超える保育を受ける場合の規定となります。利用に際しては、別表の時間外利用料が必要となります。なお、この時間外保育事業につきましては、標準の保育時間である 1 日 11 時間までの利用料について定めるものでありまして、いわゆる各保育園が取り組んでおります延長保育とは別事業の取り扱いとなります。

以上が、議案第 23 号、佐川町立保育所設置条例の制定についての説明となります。よろしくお願いいたします。

教育次長（吉野広昭君）

それでは、議案第 24 号、佐川町放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例の制定につきまして、御説明をさせていただきます。

本条例は、児童福祉法の改正により、放課後児童健全育成事業を実施するに当たり、対象児童の拡大など重要事項を定めるために改正するものです。お手元の参考資料の新旧対照表により御説明させていただきますので、資料のほうをごらんいただきますでしょうか。

まず、題名につきましては、事業名に合わせて、佐川町放課後児童対策事業実施条例から佐川町放課後児童健全育成事業実施条例に改めております。

新旧対照表、現行が左、改正案が右になっております。これ、ごらんください。

第 1 条、目的につきましては、こちらを趣旨として、その記述を、児童福祉法の記述等を参考に見直しを行っております。

第 2 条、児童クラブにつきましては、新たに設置規定を追加し、これを第 1 項として、現行の第 2 条を同条第 2 項として、定員については削除いたしました。なお、定員につきましては、従来どおり

50人とし、別途、規則で規定することとしております。

第3条、設置期間及び時間につきましては、従前、4月8日から翌年3月24日までであった設置期間を、翌年の3月31日までと延長し、現行の設置しない期間につきましても、12月26日から1月7日までであったものを12月29日から翌年1月3日までと改めることとしております。

第4条、対象児童につきましては、児童福祉法の改正により小学校1年生から3年生までであったものを6年生までに拡大することといたしております。

また第5条に規定します入会申込書、入会許可書、第6条の退会届、第8条の保護者負担金減額申請書、保護者負担金減額決定通知書の各様式につきましては、別途、規則で定めることとしており、条例本文からは削っております。なお、本条例につきましては、本年4月1日から施行するものとしております。

以上、よろしくお願いいたします。

チーム佐川推進課長（片岡雄司君）

それでは、議案第25号、集落活動センターたいこ岩の指定管理者の指定について、御説明をさせていただきます。

佐川町の公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第2条に基づく公募によらない選定により、尾川地区活性化協議会を指定管理者とするものでございます。なお、指定の期間につきましては、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

次に、議案第26号、健康センター和楽の指定管理者の指定について、御説明いたします。

これにつきましても、佐川町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第2条に基づく公募によらない選定によりまして、今までお願いしております東元町自治会に、この期限が切れる3月31日以降5年間、引き続き平成32年3月31日まで指定管理者として指定するものでございます。よろしくお願いいたします。

産業建設課長（渡辺公平君）

議案第27号、ふれあいの里尾川の指定管理者の指定について、

補足説明をさせていただきます。

これにつきましても、佐川町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例施行規則第2条に基づく公募によらない選定によりまして、従前、指定管理者になっていただいております尾川地区活性化協議会を指定管理者に指定するものでございます。指定の期間は、平成27年4月1日から平成30年3月31日までとしております。どうぞよろしくお願いいたします。

教育次長（吉野広昭君）

それでは、議案第28号について御説明させていただきます。

こちらにつきましても、佐川町民プール及び佐川町民テニスコートの指定管理者の指定につきまして、佐川町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条に基づく公募による選定を行い、佐川町乙4055番地、株式会社春日を指定管理者に指定することについて、議会の議決を求めるものでございます。なお、指定期間につきましては、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3カ年間です。以上、よろしくお願いいたします。

国土調査課長（氏原敏男君）

私からは、議案第29号、字の区域及び名称の変更についての詳細を御説明させていただきます。

今回提出させていただいてます10カ所の変更につきましては、平成25年度におきます地籍調査によりまして、土地の管理、利用の不便が判明したものでございます。

配付させていただいております議案第29号関係資料により御説明をいたします。この資料でございます。資料は、上から変更理由書、2枚目は、変更理由書の番号1から9までの変更する箇所、字の区域と箇所を示したものでございます。3枚目は、変更理由書番号10の位置図を示してございます。

それでは、変更理由書番号1、5、6、7、9につきましては、適用の欄にも記載してございますが、平成25年度調査区域内に同名字がございまして、記載のとおり、字の区域及び名称の変更をするものであります。

変更理由書の番号2、3、4、8につきましては、平成14、15、17年の過年度にも同名字があることから、記載のとおり、字の区域及び名称の変更をするものであります。

変更理由書10につきましては、3枚目位置図をお開きください。

薄緑色で着色をしてございます対象の土地は、字東ノ土居内に、実際は西ノ土居としての字名で存在し、現地調査におきまして、薄緑色の下に記載しております甲 1899—イと、薄緑の右側に記載しております甲 2451 番地の土地を分断することが判明し、管理などの不便なため、字西ノ土居を東ノ土居に変更するものであります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

産業建設課長（渡辺公平君）

議案第 30 号、工事請負契約の変更契約の締結につきまして、補足説明をさせていただきます。お手元のほうには議案 30 号関係の参考資料を配付させていただいております。

まず、この工事内容の変更をせざるを得なくなりました理由、それと経過につきまして御説明させていただきます。

これは、ちょうど役場の前に現在耐震補強工事をやっております佐川橋の関係でございますが、この佐川橋は、完成からもう既に 40 年近く経過しておる橋でございます。この設計図、当時の設計図関係とかいうものは、役場のほうには全く残されてないところであります。そのため、このたびの設計にあたりましては外観の調査とかいうことを行い、また当時施工されてございました、推定される P C 桁などの構造などをもとに設計したものでございます。

工事が始まりまして、施工業者が、ここで補強工事をやります縦型緩衝ピン、この施工に際し、工事施工前検査を行ってございます。既設上部工、主桁の構造上、ここへ穴をあけていく削孔予定地での P C 鋼線までの余裕幅が非常に狭いということで、設計どおり穴をあけていきますと、中にあります P C 鋼線とか鉄筋を損傷、切断してしまう恐れがあるということがわかりました。

そこで、設計業者、施工業者と三者協議を行いまして、桁内部の配筋位置を確認するには、鉄筋探査装置を行うしかないということがわかり、この試験を行うということになりました。この試験を行った結果、予定の削孔をできん。このままやってもうたら、内部にあります P C 鋼線、鉄筋を傷つけてしまうということがわかったところでございます。

そのため、この問題を解決して耐震補強の設計基準を落とさんように、満たすようにということで、設計変更をしたわけでございますが、その内容が、先ほど申しました縦型緩衝ピン、これを、当初は 1 本ずつ設置するのを 2 本に設置するとか、また、そのピンの大

きさを、当初大きかったやつを小さくしていく、長さも若干短くする。けれど、1本を打つのを2本にして、強度は落とさんようにということを、変更せざるを得なくなったところでございます。

そういう設計変更で、契約金額を 896 万 5,080 円増額して、変更契約金額を 6,564 万 6,720 円とする内容でございます。

お手元のほうに、詳細図を配付させていただいておりますので、そちらのほうで、どういった状況になるかということの説明させていただきます。

まず広げていただきましたら、A 3 の用紙があると思いますが、これは上が変更前で、下が変更後なんです、タイトルに書いておりますように、佐川橋耐震補強工事一般桁下平面図、ちょうど佐川橋の橋の下へ行って上を見上げるような形が、この平面図でございます。

左側が、役場を渡った向こうの町道のほうで、右側が役場のほうになっております。左側の端には橋台、これは A 1 というふうに表記しています。A 1 橋台、その次に、中ほどに橋脚でございますが、これは P 1 橋脚、それと、その右側に P 2 橋脚。橋脚が 2 つある橋でございます。右の端には A 2 橋台というふうでございます。

これをちょうど、次のページには写真をつけておりますので、そちらをごらんください。今言いましたように、上の写真のほうは上流から下流、橋をみておる写真でございます。右側が役場のほうでございます。先ほど言いましたように、左の町道のほうからは、A 1 橋台、P 1、P 2 それぞれの橋脚、A 2 の橋台というふうになってございまして、その次の写真というのが、この向こうにある橋脚は P 2 でございます。P 1 の橋脚のほうから P 2 の橋脚を見た下部工、ちょうど顔を上げてからそちらの方を向いた形になっております。ここの、縦に線が入っておりますが、これがそれぞれの桁でございまして、こちらの先ほどの平面図のほうに、それぞれ線が書かれておるようになってございます。

その次の写真にありますのが、先ほど私言いました縦型緩衝ピン。これを、それぞれ橋脚あるいは橋台、あるいは橋桁へ打ち込んでいって補強する工事でございます。この縦型緩衝ピンを打っていく場所が、後ほど見ていただきますが、落橋防止構造というところと、支承補完補強構造という 2 カ所ございまして、当初、70 ミリ、直径が 70 ミリのものを 46 ミリに変更し、また支承補完補強構造も 60

ミリのものを 46 ミリに細くはする、また短くはするが、1 本を 2 本にして、強度は落とさんような工法に、変更させていただいております。

もとの大きな図面へ戻っていただきましたら、上側の図面の左側を見ていただきましたら、まずこの 2 番、1 番、2 番、1 番、2 番、1 番のくりかえしになってございますが、2 番というのが、先ほど言いました支承補完補強構造でございます。これは、当初 1 本だけ打ち込むようにしてございました。大きなやつを 1 本だけ打ち込むように。1 本だけ打ち込むためには、その径のさらに 10 ミリ大きい穴を削孔してからその中に埋め込んで、それからモルタル詰めをしていくような工法でございますが、その大きさにすると、P C 鋼とか鉄筋を傷つける、切断するということで、小さくしていきます。

小さくした結果、下の強度を落とさんがために、下のほうにありますが落橋防止構造も、支承補完補強構造も 2 つずつをつけるようにしてございます。1 本のやつを 2 本に。それぞれ、これ見ていただきましたら、上のやつを下のほう、上のほうはそれぞれ赤で塗ってありますが、赤が下になりましたら 2 本になってます。こういうふうにして、それを個々に見ていただきますには、3 ページをごらんください。

3 ページの、上の変更前の図面、これは先ほどの左側ですので、町道側のほうになります。ここに縦型緩衝ピン、ちょうどこの縦にあるやつ。下のほうを見ましたら、それが黄色く 2 本になっております。当初は、径が 70 ミリで、長さが L ですが 500 ミリ、50 センチのものを入るようにしておりましたのを、下のほうに変更後では、径を 46 ミリ、長さを 460 ミリ、46 センチ、これを 2 本入れると。ここのちょうど打ち込むところは、先ほど写真で、先ほどの最初の端の図面でも見ていただきました桁、桁のほうへ打ち込むやつが、この 1 本を 2 本に、径も細くするが、若干長さも短くするが、2 本を打ち込むようにすると。落橋防止構造も支承補完補強構造、右手にあるやつも同じような考え方でございます。

幸い、この下側にあります埋込長とかいうて書いちゃう、径が 45 ミリで延長が 52.5。これは、ここでは橋台へ打ち込むもんですが、これは当初から 2 本どおりで変更する必要はないということになりまして、ということでございます。

そして、もとへ、１ページ目へ戻っていただきましたら、それぞれの左の橋台、その次にはP 1の橋脚、左側と右側。それと次のP 2の橋脚、左側と右側。それと右の端のA 2の橋台。全部について、若干短くして若干細くして、１本を２本にしていくと、こういうような工法にしていくようにしていきます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（藤原健祐君）

これで、議案第１号から議案第３０号までの提案理由の説明を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の開会を、９日の午前９時とします。

本日は、これをもって散会します。

散会　　午後０時１５分